

○令和8年3月13日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後4時34分

○出席委員（16名）

委員長	塩尻英明	委員	品田ときえ
副委員長	中村みなこ	委員	中野ひろゆき
委員	横山啓一	委員	えびな安信
委員	笠井まなみ	委員	菅原範明
委員	上野和幸	委員	石川厚子
委員	植木だいすけ	委員	高見一典
委員	たけいしよういち	委員	中村のりゆき
委員	沼崎雅之	委員	松田卓也

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 高橋ひでとし

○説明員

副市長	菅野直行	福祉保険部福祉保険課主幹	尾藤真紀
税務部長	金澤匡貢	福祉保険部長寿社会課長	宮川浩一
税務部税制課長	飯森徹	福祉保険部障害福祉課長	水上明子
税務部市民税課長	保科秀明	福祉保険部障害福祉課主幹	紺野恒義
税務部資産税課長	平尾正広	福祉保険部生活支援課長	高桑和寿
税務部納税管理課長	山下弘亮	環境部長	太田誠二
税務部納税推進課長	齊藤透	環境部次長	澤渡武士
福祉保険部長	川邊仁	環境部環境総務課長	後藤篤
福祉保険部保険制度担当部長	高田敏和	環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長	安富一紀
福祉保険部次長	鈴木裕幸		

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課書記	桐山未悠
議事調査課主査	信濃孝美		

○塩尻委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第14号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第15号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第30号ないし議案第34号及び議案第39号の以上11件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○品田委員 おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは、早速始めてまいります。

まず、ちょっと振り返ります。昨日までの質疑で本市の生活保護行政の業務の現状とケースワーカーの配置状況やキャリア形成の取組などについて伺ってきました。ケースワーカーの半数以上が20代であり、市職員として採用後すぐの配属が多いことや福祉専門職の採用はたった6人であることなどが明らかになりました。

ケースワーカーは、生活保護制度だけではなく、高齢者、障害者のほか、多くの福祉制度に関する知識を必要とすること、そのために、職場研修委員会を設置して、日々、研修内容の充実に取り組むほか、新任ケースワーカー研修や法律の勉強会等、専門性を高めるために、日々、研さんして業務に向き合っていることなどが分かりました。

生活保護制度には、最低限の生活保障と自立の支援という大きく分けて2つの目的があり、特に自立の支援に関するものがケースワーカーにとって大きな精神的負担になっていること、自立には、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立がありますが、特に、日常生活自立や社会生活自立が目標となる世帯は複雑化、複合化した問題を抱えていることが多く、ケースワーカーが支援が困難と感じるケースということです。そのような問題には、ひとりで抱え込まず、問題を共有して、組織における課題として対応するという方針で臨み、職員の負担軽減を図っているというところまで伺ってまいりました。本日はその続きからです。

まずは、生活保護受給者、支援を受ける当事者の声を伺う取組はどのように行っているのかから尋ねていきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護受給者の方には、困っていることや分からないことがあれば、訪問の際や電話等で地区担当員、ケースワーカーに遠慮なく相談してくださいと御説明しており、受給者の方にお配りしている生活保護のしおりにおいても同様の記載がございます。

もちろん、ケースワーカーと受給者との間に信頼関係がなければ、ケースワーカーが受給者のニーズを的確に把握することはできず、残念ながら、一部には、ケースワーカー側の問題により、信頼関係を築けていない事例があることは否めないところでございます。しかしながら、大部分のケースワーカーは、保護受給者の立場を理解し、よき相談相手となるように日々努めているところであり、保護受給者の困り事なども家庭訪問などによって各ケースワーカーが把握できているものと考えております。

○品田委員 保護受給者の困り事や分からないことは訪問の際や電話等で担当ケースワーカーに相

談してと伝えており、一部には信頼関係を築けていない事例もあるが、大部分のケースワーカーはよき相談相手となるように努めており、家庭訪問などによって把握できているものと考えているとのことでした。

ケースワーカーの担当件数は標準数で80件となっていますが、旭川市の場合は平均して1人88件です。人によっては100件を超える人もいると聞いております。家庭訪問も1日で数軒を回っても最低でも2か月はかかります。訪問するだけでなく、記録も大事ですし、何度も顔を合わせて話さないと信頼関係は築けません。特に問題のない世帯でしたら頻繁でなくてもよいと思いますが、ここは大事なところだと思います。どれくらいの頻度で訪問しているのか、各家庭との信頼関係は築けているのか、世帯の家族構成による課題把握とその対応など、取り組んでいるとは思いますが、丁寧な検証が必要だと指摘しておきます。

昨日も課題とされた自立支援について伺います。

過去にモデル事業にもなったので、進んでいると思いますが、現状の取組を検証したいと思います。どのように取り組んでいるのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本市において、生活保護受給者の自立支援のために取り組んでいる事業といたしましては、まず、就労支援に関しましては、就労意欲のある方を対象とするハローワークと連携した生活保護受給者就労自立促進事業、就労先等の助言を必要とする方を対象とする会計年度任用職員の就労支援員による就労支援プログラム、一般就労の前に初歩的な就労体験から始めることが必要な方を対象とするステップアップ支援プログラムなどがございます。

就労以外の日常生活自立、社会生活自立に関しましては、障害のある方で福祉サービスにつがっていない方を対象とするサポート・ポート・プログラム、生活習慣病の重症化などを予防することを目的とする被保護者健康管理支援事業、受給者の方の子どもの居場所提供等を行う子どもの健全育成支援事業、法的な課題を抱えている方を対象とする法的トラブル解決支援プログラムなどがございます。

○品田委員 就労支援に関する就労自立促進事業、就労支援プログラム、ステップアップ支援プログラム、日常生活・社会生活自立に関するサポート・ポート・プログラム、健康管理支援事業、子どもの健全育成支援事業、法的トラブル解決支援プログラムなど、多彩な取組がされています。それらの自立支援の取組の実績についてお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 自立支援の各種プログラムの実績ですが、令和6年度実績でお答えいたします。

就労支援関係では、ハローワーク連携の就労自立促進事業は、参加者224人で、うち、就労開始者が54人、就労支援員による就労支援プログラムは、参加者211人で、うち、就労開始者が12人、ステップアップ支援プログラムは、参加者122人で、うち、何らかの収入を得た方が39人などとなっております。

そのほかでは、サポート・ポート・プログラムは、参加者29人で、うち、支援機関につながった方が15人、健康管理支援事業は、参加者83人で、うち、病院受診や生活習慣の改善が見られた方が52人、子どもの健全育成事業は、受給者でない生活困窮者の方も含めての数字ですが、参加者が33人、法的トラブル解決支援プログラムは、参加者32人で、うち、弁護士の方につながった方が12人などとなっております。

各プログラムに共通することですが、ケースワーカーとしては支援が必要だと思う受給者が、必要性を理解してもらえず、参加を拒否する、あるいは、参加が続かないという状況が多く見られます。特に、就労支援については、制度につながった方は、自立して保護から抜けるなど、次の段階に進んでいく方が多いですので、うまくいかない方がずっと滞留しているという状況が見受けられ、課題と認識しております。

○品田委員 就労開始者が66人など、確実な成果が見られています。一方で、必要性を理解してもらえず、参加拒否や継続できないなど、ケースワーカーの心が折れそうな状況や就労支援ではうまくいかない方がずっと滞留しているという課題があるということです。

一般就労の前に初歩的な就労体験から始めることが必要な方を対象とするステップアップ支援プログラムについてももう少し詳しく教えてください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ステップアップ支援プログラムの対象者は、失礼ですが、就労意欲や生活能力、対人能力、社会適応能力が低いなど、就労に向けた課題を多く抱えている方であり、そのような方は、まず、社会的なつながりの重要性の認識、生活習慣の回復、無理のない就労体験などからスタートする必要がありますので、それに沿った多様なメニューが実施されております。

その代表的なものとしたしましては、ごみ拾いや施設等でのボランティア活動、空き家整理、雑草刈りなどの就労体験などがあります。これらの活動を通して働くことへの自信や意欲が持てるようになって、次の一般就労の段階に進んでいくことを期待しております。

○品田委員 感心します。ごみ拾いや施設等でのボランティア活動や空き家整理、雑草刈りなどの活動体験を通して働くことへの自信や意欲を持てるようになって次につながることを期待するということですね。このプログラムを見せていただきましたけども、ストレッチとかのスポーツプログラムがあったり、編み物などを教えるほか、リサイクルの封筒づくりの手仕事プログラムとか、本当に多様で多彩なプログラムが用意されております。それで働くことへの自信や意欲を持てるようになって、次につながることを期待するということです。

それでは、子どもの健全育成支援事業についてももう少し詳しく教えてください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 子どもの健全育成支援事業は、生活困窮者等の子どもたちの社会的自立を助長し、貧困の連鎖を防止することを目的に実施しているものでございます。

内容としては、中学生を対象に、基礎的な学力の習得と社会とのつながりを持たせるため、市内5か所に設けた個別学習支援の拠点において、週に1回、学習の場を設けるという内容でございます。

現在留意していることとしたしましては、昨今は父母の経済状況によって子どもたちの体験機会に格差が生じている傾向が見られますので、交流や体験型の取組を重視しています。体験機会が限られていると思われる生活困窮世帯の子どもたちに職業体験、自然体験等の豊かな体験活動の機会を提供することで子どもたちの豊かな感性や創造力などの育成に寄与したいというふうに考えております。

○品田委員 中学生を対象に、市内5か所に設けた個別学習支援拠点で、週1回、学習の場を設けるものですが、昨今の体験機会の格差傾向を考慮して、交流や体験型の取組を重視しているということです。ぜひ、こういう取組を充実してほしいですし、多くの対象の子たちに参加してほしいと思います。

対象が中学生となっておりますが、学習の場には、小学生でもきょうだいがいれば参加できるということです。ぜひ、一緒に参加できるということも広めて、小学生の子も参加できるような取組へと進めていただきたいと思います。

ところで、自立支援の取組の一環として生活保護受給世帯の高校生の運転免許証取得補助は入っているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護受給世帯の子どもの高校生が自動車運転免許を取得する場合に保護費が支給される制度がございます。その条件といたしましては、免許の取得が雇用の条件となっているなど、確実に就労するために必要な場合と限定的なものでございますが、その場合は保護における生業費として支給することが可能でございます。今年度においても3人の方に支給実績がございます。

○品田委員 ほかの自治体では情報をしっかり伝えて活用しているところもあると聞いておりますが、まず、このような助成があることはあまり知られていないと思うんです。そのほか、以前には、賃貸住宅の火災保険の更新費用が助成対象とは知らず、保護費から捻出してきた方からの相談を受けたことがあるのですね。しかし、担当者が替わって初めて知って、遡っての支給を希望したけれども、断られたということでした。幸い、相談し、適切に対応していただきましたが、やっぱり、ケースワーカーの個々人の知識やキャリアによって差が出ることは仕方がないこととはいえ、生活保護受給者へいろいろな情報をしっかり伝える何かの手だてが必要ではないかなと思います。

例えば、通信的なものを発行するなどしてはいかがかなと思ったりしております。冬季加算が始まる前にこんなものが始まりますよとか、昨日も石川委員からもありましたけども、特定健診を勧める内容などを載せるとかです。

なお、郵送費がかかっては大変です。ケースワーカーの方が訪問時に持参すれば郵送代もかからずに済みますし、話のきっかけにもなるのではないかと思います。

小田原市では、援護課通信というものをを出していたんです。負担が増えて申し訳ないですけども、そんな検討もぜひしていただきたいと思います。

それでは、この自立支援担当とケースワーカーとの情報共有や連携はどうなっているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 自立支援プログラムの多くは、ハローワークをはじめとする関係機関との連携や業務委託により実施しております。プログラムの対象となった後も順調に進んでいく方ばかりではありませんので、ケースワーカーは、関係機関や委託先と情報を共有し、生活保護受給者の方の状況の把握を図っております。

受給者の方の生活課題は、ケースワーカーや委託先だけで対処することは困難でありますので、役割分担の上、連携して協働した支援が重要であり、その認識の下でケースワーカーは必要なコーディネートを行っていかねばならないと考えております。

○品田委員 ケースワーカーの方をはじめ、保護課の皆様には本当に大変な業務を担っていただいていると思っています。その反面、やりがいを感じる仕事でもあると思うんですよね。本当に負担ではあると思いますが、人の役に立っていると思うことは、自分自身にとっても、本来、やりがいを感じる仕事ではないかなと思うのです。ただ、本当に負担が今大きいから重苦しい感じになるのではないかなと思うんです。

先ほども言いましたけど、私は、1月に「生活保護なめんな」ジャンパー事件の小田原市に視察に行き、その後の取組をたくさん学ばせていただいていたんです。現場を中心とした多くの改善策が取り組まれていましたが、困窮したときに気軽に相談できるよう、市民に開かれた生活保護を実現するとして、生活保護行政に対する市民の理解に向けた情報発信等に取り組んでいることに感銘を受けました。また、何より、生活保護の現場をみんなが異動したくなる職場にするというのが一番印象に残りました。

「いどう」とは出ていくほうではないです。皆がそこで働きたいと異動を希望するような職場にしていこうということです。市役所全体の目標として、全庁的課題として位置づけていくということでした。

今の旭川の話伺っていると、皆さんは希望されないということがあるようです。特に中堅などの方がそうで、だから、新人といますか、新卒の方が多く配属されていることになっていると思うんです。ですから、職場の雰囲気も含めて改善し、ぜひ異動を希望するような職場にしていきたいと思いますというふうに思います。

現場のエネルギーが出る組織目標を立てるなどもされていましたが、多くの取組の前提ですけども、ケースワーカーの標準配置数がやっぱり足りなかったんですが、その標準配置数の充足と専門職の拡充にも取り組まれておりました。

昨年の決算審査特別委員会で生活保護の扶助費の交付税措置には人件費も入っていることや令和6年度決算でも国から約2億5千万円多く来ているということが明らかになっております。人員の手厚い配置ができると、ケースワーカーの負担軽減やモチベーションを上げる取組など、できることが広がるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○川邊福祉保険部長 保護課の職員配置でございます。

まず、配置数ですが、1月末現在の生活保護受給世帯数は、昨日、課長がお答えした9千480世帯でございます。これをケースワーカー1人標準数80世帯で割り返した118人が標準の配置数となりますが、対する現員数は113人と、5人が不足をしている状況でございます。

当然、私ども福祉保険部といたしましても、毎年、人事異動期に法定の標準数の配置を求めています。予期せぬ病気休暇や年度途中での退職なども含めて、結果としてこうした状況になっているところなんです。

一方で、保護課の人員配置を考えるに当たっては数だけではない要素も実際はございます。

1つ目ですが、対人援助業務であるケースワーカーという仕事の特性に適した職員であるということが最も重要となります。ケースワーカーの対象世帯というのは、高齢世帯がほとんどでありまして、中には大変気難しい方もいらっしゃる。そうした対人業務の向き不向きというのがはっきり出る職種でありまして、それに耐え得るメンタルを持っていることを求められるのも現実であります。ただ、そうした職員ばかりをそろえるということは現実的にはなかなか簡単なことではありません。途中で脱落を含めて、現在、この点に最も苦慮しているところであります。

2つ目ですが、現行の保護課職員、各係の構成を見ますと、係長など、主査以上の役職者は大体50代後半でございます。対して、新卒から4年目までの若手職員が係の半数という配置で、二極化をしている状況であって、30代から40代の中堅層というのはすごく少ない配置になっております。

今後、若手職員の育成と定着、それから、質疑の中でも出てきましたけれども、福祉専門職で採用した職員のさらなる利活用、S Vと呼ばれる査察指導員など、役職者の育成が急務だと思っております。ただ、全庁的に中堅層の職員の年齢構成といいますか、人数は決して多いわけではございません。さらに、異動希望先として、先ほど委員からも御指摘がありましたけれども、保護課を選ぶ職員は決して多いというわけではございません。そこで、この点にも、毎年、人事課と協議をしながら改善に向けて取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、生活保護の仕事というのは今後も変わらず続いていくものでございます。市民の安心な暮らしを守るという観点から、業務面だけではなく、こうした生活保護を預かる体制づくりについても引き続き努力してまいります。

○品田委員 年明け早々の事件もあって厳しい目を向けられていると思いますけれども、部長をはじめ、職員皆様の迅速な徹底した対応は大変評価できましたし、生活保護受給者をはじめ、市民の信頼は一定程度取り戻せたのではないかと考えております。

市議会議員には、私もそうなんですけど、御近所トラブルをはじめ、多くの相談事が寄せられます。特に、生活に困窮したときのセーフティーネットとなるのが福祉保険部であり、保護課や支援課です。昨年は、特に私もいろいろと御相談に乗っていただき、適切に対応していただきました。改めてお礼申し上げます。

私どももそうですけれども、市民、時には道内外からも直接のクレーム等が寄せられるなど、多くの御苦勞があると聞いております。地道な仕事ですが、市民の命をつなぐ最後のとりでとして今後も頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中野委員 おはようございます。

質疑の前に少し定例会を振り返りたいと思いますが、2月20日、この第1回定例会が開会となりました。その後、2月26日には市政方針、そして、3月の4日、5日で代表質問が行われました。その後、3月6日、大綱質疑、そして、3月11日からこの分科会がスタートしているところでございます。

私も、今回の定例会で初めて公明党を代表して代表質問に立たせていただきました。その代表質問の冒頭に、私から会派を代表してこのように述べさせていただきました。

市長は、先日の市政方針において、Beyondあさひかわ予算のテーマの下、1期4年間の挑戦をさらに加速し、旭川の可能性を最大限に発揮すべく、市政発展の取組を進めていく旨の決意を述べられました。私たち公明党としまして、市長が2期目の公約としている100項目の実現に向けて、市民生活のさらなる充実のためにも全力で応援してまいりたいと考えているということを述べさせていただきました。

この考え方、また、このスタンスは私たち公明党としても全く変わりがないものでございますし、

そういったスタンスを持って、今回、この分科会での質疑を展開していきたいというふうに思っております。

市長がおっしゃるように、各部局、また、各事業においてもどのようにビヨンドをしていくのか、ここが問われる予算だと思いますし、令和８年度の事業執行だと思いますので、ぜひ、前向きな答弁をいただければなというふうに思います。

前半戦の民生常任委員会所管分としまして、私は３つの事業を用意させていただきました。

環境部には、近文清掃工場基幹的改良工事についてです。これについては令和６年度からの４か年で、今、事業を推進しているということでありますので、幾つか後ほど触れたいと思います。

また、福祉保険部については、障害者就労推進事業ということで、継続的に事業費が計上されておりますので、分科会で触れていきたいと思います。

３つ目としては、税務部のほうに、今回、定例会の資料としても様々提出をしていただいておりますが、その資料を活用しながら、令和８年度の市税予算について、市民税、また、固定資産税、さらには、滞納繰越分など、幾つか触れていきたいというふうに思っております。

それでは初めに、環境部のほうから行きたいと思います。

近文清掃工場の関係であります。

近文清掃工場の基幹的改良、いわゆる再延命化工事・事業についてお伺いをさせていただきたいと思います。

近年、全国の自治体におきましては、ごみ焼却施設の老朽化が進む中で施設更新や延命化が大きな行政課題となっております。また、資材費や人件費の高騰により、ごみ処理施設の建設費も上昇し、施設整備費が自治体財政に大きな影響を与える状況となっていると承知しております。こうした状況から、北海道におきましても同様の状況があり、人口減少や施設の老朽化を背景に、ごみ処理施設の広域化や施設の集約化など、持続可能な処理体制の確保に向けた取組が進められているところであります。

本市の近文清掃工場は、平成８年４月に供用開始したごみ焼却施設であり、２炉体制により、一般廃棄物の焼却処理を行うとともに、焼却時に発生する熱エネルギーを活用した発電も行うなど、本市のごみ処理を担う基幹的な施設でもございます。供用開始から実に約３０年が経過する中、今回の予算では、令和７年度に引き続き、今後の安定稼働を確保するための再延命化に関する事業費が計上されているところでございます。

ごみ処理は、市民生活を支える基盤であり、その安定的な確保は自治体にとっても極めて重要な責務であると考えております。この事業は、単なる設備更新にとどまらず、今後２０年程度の施設使用を前提とした本市のごみ処理行政の将来にも関わる重要な判断であると認識しているところでございます。

そこで、近文清掃工場の現状認識と今後の再延命化事業の考え方などについて、本日は、順次伺ってまいりたいと思います。

それでは、１問目ではありますが、近文清掃工場は、改めてではありますが、平成８年に稼働を開始し、既に約３０年が経過しております。市民生活に不可欠なごみ処理施設である一方で、施設、設備の老朽化も進んでいるものと考えております。

そこで、伺いたいと思いますが、現在の近文清掃工場の施設の老朽化の状況と運転を継続してい

く上での主な課題についてどのように認識をしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 近文清掃工場の状況につきましては、令和５年度に策定した長寿命化総合計画におきまして、設備ごとの機能診断調査を基に健全度評価を求めています。

調査の結果、劣化が進行している設備も多くありましたが、評価を基に施設全体の延命化が可能と判断し、各設備の補修、更新などに係る工事内容を精査し、令和６年度から４か年の再延命化工事に着手したものであります。

今後の運転継続に際しましては、工事の完了後におきましても設備の稼働時間や劣化状況を常に把握し、適切な維持管理や必要な補修などを行いながら、安定した稼働に努めることが重要と考えております。

○中野委員 現状の認識等についてお答えをいただきました。

そして、今回の再延命化事業につきましては、令和６年度から令和９年度までの４年間で実施されているところでありまして、近文清掃工場を令和２７年度頃まで安定稼働させることを目標としているということが示されていると思います。

そこで、伺いたと思いますが、今回の再延命化により、約５０年の稼働を見込むとしている技術的な根拠です。設備や炉本体の劣化度、さらには、健全度評価、そして、主要部位の残存寿命評価など、様々行っているというふうに思いますが、これらの根拠についてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 再延命化工事による稼働期間の延長についてでございます。

焼却設備につきましては、維持管理上、２つの系統で運転しておりまして、施設を稼働させながら再延命化工事を行い、その後の適正な点検や補修を行うことで寿命を延ばすことが可能であります。清掃工場の建物本体の老朽化につきましては、施設を稼働させながら抜本的対策が困難でありますことから、鉄筋コンクリート造りである建物本体の耐用年数が５０年でありますので、適切な稼働期間と見込んだところでございます。

○中野委員 それでは次に、建て替えではなく、延命化とした理由についても少し確認をしておきたいと思えます。

一般的に、ごみ焼却施設は、３０年から４０年程度で更新される事例が全道、全国でも多いと認識しているところでありますが、その中で、本市では、建て替えではなく、今回、再延命化の工事が既にスタートさせているところで、こういった判断を行っているということでもあります。

そこで、伺っておきたいと思えますが、今回、施設の建て替えではなく、再延命化を選択した理由についてどのように整理しているのか、改めて御答弁をいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 近文清掃工場につきましては、平成３１年度に策定した旭川市清掃工場整備基本構想で破碎・選別施設を導入し、建て替えすることを基本としておりました。しかし、その後の市場価格の高騰などにより、また、厳しい財政状況の中、基本構想で整理した内容での整備の見通しが立たないことが判明しましたことから、実現可能な施設整備となるよう、破碎・選別施設の導入を見送るとともに、現工場の再延命化を基本とする整備内容へと見直したものでございます。

○中野委員 建設費の高騰がということでもあります。今も建設費はどんどん上昇の傾向であるというふうに思っておりますので、さらに困難な状況は今後も続くのかなというふうに受け止めているところであります。

そして、令和8年度の事業費の関係であります、その事業費について伺っておきたいと思います。

令和8年度の近文清掃工場基幹的設備改修事業費として、今回、約26億4千800万円が計上されているところでございます。そこで、伺いますが、この事業費の主な内訳について、どの設備の改修や更新を行うのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 令和8年度の工事内容でございますが、2つある焼却炉のうちの1つの焼却炉本体の改良や排ガス処理設備であるフィルターの改造を実施するほか、通風設備である熱交換器の更新なども計画しております。

○中野委員 また、令和7年度の当初予算では約24億6千万円が計上されており、継続的に大きな事業費が計上されているところでございます。複数年度にわたり大きな事業費が投入される事業となっていることを改めて確認しているところでありますが、そこで伺っておきたいと思います。

今回の再延命化事業全体としてここまで続けてきているわけでありましたが、総事業費としてはどの程度になると見込んでいるのか、その辺についてもお示しをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 近文清掃工場の再延命化工事に係る4か年にわたる全体事業費としまして、工事費の契約金額が78億8千700万円、工事に伴う管理業務が1千397万円の合計79億97万円を計上してございます。

○中野委員 建て替えではなく、再延命化で、4か年にわたって事業を行うと先ほども答弁ありました。全体では79億円ということで、本当に再延命化についても莫大な事業費だというふうに思っています。建て替えは今後いずれ行うということになると思いますが、そのことについては後段にまた触れたいと思います。

そして、環境部の資料を見ていると、この清掃工場では発電も行っているということでありまして、その再延命化のこの事業の中でもさらに効果を発揮する内容が進められているというふうに思っています。

今回のこの再延命化により、発電量の増加などの効果が資料でも示されております。施設外への電力供給量が年間約20万キロワットアワーということで、増加するということが示されているところでもあります。

そこで、伺っておきたいと思いますが、この発電量増加の試算の根拠についてどのように算定をしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 清掃工場では、廃棄物を焼却する際に発生する高温の熱エネルギーを有効に活用しまして、廃熱ボイラーで蒸気に変換します。その高圧蒸気でタービンを回して発電をしております。

今回の再延命化工事では、焼却炉の内部壁の改修と併せまして、タービン発電機に関する制御盤などを改良することで、より効率的に発電能力が高まり、電力量の増加が可能となるものでございます。

○中野委員 近文清掃工場でニュースが発行されていて、令和6年4月発行のニュースの中で様々なことが記載されておりまして、約20万キロワットアワーが年間で増加し、今回の基幹的改良工事によって、約60世帯分の個人家庭での年間の使用電力量に相当するものをさらに効率的に増加させることができるというような内容であることが示されておりました。

そして、今回の再延命化工事によって、年間約250トンのCO₂排出量削減効果があるというふうにも示されておりました。今、温暖化を抑制するため、こういった取組を国から各自治体に求められておりますし、新たな施設整備を行う上においても重要な着眼点であるというふうに思っているところでございます。

そこで、お伺いしておきたいと思いますが、CO₂削減効果について、どのような算定方法で試算をしているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○澤渡環境部次長 ごみ焼却施設の基幹的設備改廃事業では、再延命化と併せまして、省エネ化などにより、電力の消費量や化石燃料などの補助燃料使用量の削減が図られるほか、発電や熱利用の増強によるエネルギーの有効利用も図られます。

CO₂削減効果はこうしたエネルギーの削減量や有効利用の増量分を合わせたものでありまして、エネルギーの種類に応じた所定の係数を用いて排出量を算出しまして、改廃工事前と改廃工事後のCO₂排出量の差を削減効果としております。

○中野委員 今、発電量の増加やCO₂削減の効果についてお聞きをしました。また、この4年間の事業費の総体でどれぐらいかということについては79億円というような答弁がございました。そういった状況を踏まえながら次期施設整備はいずれ行わなければいけないというふうに思いますので、その辺についても確認をしておきたいと思っております。

今回の再延命化によりまして、近文清掃工場は令和27年度頃までの使用を想定しているということだというふうに思います。

そこで、伺いますが、その後の次期ごみ処理施設の整備についてはいつ頃を想定しているのか、永久に使い続けられるものではないというふうに思いますので、確認をしておきたいと思っております。

○澤渡環境部次長 清掃工場を更新するためには、基本構想などの計画策定から基本設計、実施設計を経て工事に着手することになりますが、工事期間を4年程度と想定しますと、供用開始までに10年程度の期間が必要であり、次期ごみ処理施設を令和28年度から稼働させるためには、令和17年度頃から整備に向けた具体的な方向性を定める必要があると考えます。

○中野委員 この基幹的改廃工事が終わった後、さらに20年間、施設を運用していくことができる一方で、それは20年間と限られております。20年間というのは非常に長い時間のように思えて、今答弁があったとおり、基本構想から基本計画、また、設計まで行っていくというふうになると本当に限られた時間しかないとも言えます。10年程度使った後には、もう次の20年後に向けた取組計画を進めていかなければいけないということで、本当に意外とタイトな時間だというふうに思っておりますし、計画的に進めていく必要があると思っております。

しかしながら、近年の国内全体の動向としては、人口減少が進んでいて、高齢化も本当に大きな課題となっております。北海道や旭川の人口減少も例外ではないというふうに思っております。当然、人が減っていけば、様々な消費が減少し、消費が減少することによって、排出されるごみも少なくなっていくことが予想されます。これから20年後の将来を正確に見通すことはできないと思いますが、そういったことについても可能な限りの推計をしていく必要があると思っております。

旭川市では、これまでも議会で様々な質疑に答弁されているとおり、人口減少が進んでおります。そういった中で将来的にはごみ排出量も減少が見込まれるというふうに考えております。

そこで、本市の一般廃棄物の量について、将来のごみ量をどのように推計しているのか、その辺について確認をしておきたいと思います。

○澤渡環境部次長 本市のごみ排出量につきましては、委員がおっしゃるとおり、人口の減少やごみの減量化、資源化などの取組効果によりまして、年々、減少傾向にございます。

近文清掃工場へのごみ搬入量につきましても、令和元年度は7万5千846トン、令和6年度は7万342トンと、5年間で約8%減少しており、今後も人口減少などの影響から排出量はさらに減少していくものと考えております。

○中野委員 ただいま御答弁がありましたように、この5年間で8%程度減少しているということでありました。こういった傾向を見ながら、次期焼却工場の検討を行っていくことになるのかというふうに思いますが、一方で、建設費について、もう既にされているかというふうに思いますが、様々な検討が必要だというふうに思います。

全国的にもごみ処理施設の建設費や資材費、さらには、人件費の高騰など、近年、そういったものが大きく上昇している状況も見られるところでございます。

そこで、本市として、次期ごみ処理施設の建設費をどの程度と見込んでいるのか、現状の認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 平成31年度の清掃工場整備基本構想では、工場の整備費を256億円、破碎・選別施設を31億円、合わせまして287億円と見込んでおりましたが、資材費や人件費の高騰によりまして、令和3年度の見積額では、工場が295億円、破碎・選別施設は50億円まで増加し、合わせて345億円と、差引き58億円、3年間で2割程度増額となることが判明しております。

一方で、今後の人口減少化によりまして、ごみの排出量も減少し、次期ごみ処理施設の規模が縮小されることも見込まれますが、今後の物価高騰なども考慮しますと、次期ごみ処理施設の建設費は300億円以上と想定されるのではないかと考えます。

○中野委員 次期ごみ処理施設の建設費は、人口減少やごみの排出量が減少することが予想され、今現在で300億円以上の建設費が想定されるということでありました。

旭川市においては、今、大型の公共施設の整備を進めるという方針が示されているところでございます。先ほど答弁にあったとおり、この10年後ぐらいにはもう次期清掃工場の構想を策定していくべく動いていかなければいけないというような趣旨の答弁もありました。そう考えると、本当にタイトなスケジュール感でありますし、その前にも、今、市内では大きな施設整備が予定されているということでもあります。

こういったことについて、当然、市としては計画性を持って検討していると思いますが、こういう情報の開示、提供、不安を払拭するための積極的な説明が求められるというふうに思いますので、そういった対応についてもこの場で求めておきたいというふうに思います。

そして、今回の再延命化事業は、今後20年程度の施設使用を前提とした大きな判断でございます。将来の施設更新には多額の事業費が必要となることも想定されます。

そこで伺いたいと思います。

次期施設整備を見据えた想定される財源やその財源確保について、市としてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 今回の延命化工事では、国費として補助率が2分の1である環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金と北海道の地域づくり総合交付金を使用しております。

令和28年頃から供用開始する予定の次期清掃工場は多くの事業費が必要となりますことから、その整備時期に利用可能な補助金を活用するよう、情報収集に努め、できる限り本市の負担を軽減するよう努めてまいります。

○中野委員 ここまで、るる御答弁いただきました。次期清掃工場に向けての考え方、また、財源のことについても今答弁がありました。それをお聞きした上で、いずれにしても、今後、人口減少が進む中でごみ量の減少も見込まれていることから、次期施設整備に当たっては施設規模の適正化や広域処理の可能性も含めて検討する必要があるというふうに思っているところであります。

長期的なごみ処理施設整備の方向性について、市としては現在どのように考えているのか、市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○太田環境部長 近文清掃工場につきましては、平成8年4月から供用開始している施設ということでございますが、現在は、2回目の再延命化工事というものを実施している状況でございます。

清掃工場は、市民生活に密着した必要不可欠な施設でございますので、停止させることができない施設でもございますので、次期施設整備を見据えながら、適切な維持管理により、しっかりと現施設機能を維持するとともに、更新には、先ほどもちょっと答弁もございましたけれども、莫大な事業費がかかります。20年後ということではございますけれども、計画や具体的な方向性を定めるのは10年後となります。また、その間にも、やはり、人口減少など、刻々と変化していくわけでございますので、そういった変化の状況なども踏まえ、早い段階から情報収集しながら検討を進めていく必要があるというふうに認識してございます。

次期施設の機能や規模につきましては、その具体的な方向性を定めるために、今後の人口減少ですとか、社会情勢に伴う燃やせるごみの組成あるいは処理量の変化、財政状況など、整理すべき課題も多くございますけれども、そうした課題というのは、これは本市だけでなく、当然、周辺自治体においても同様に抱えているということも想定しながら、やはり、施設の広域化も視野に入れながらしっかりと検討していく必要があるとも考えているところでございます。

広域処理につきましては、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についての環境省からの通知があるほか、国におきましても、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化などの観点から、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化のさらなる推進が必要との考えが示されておりますので、周辺町村の施設更新時期や分別方法の違い、また、共同処理における市町村間の役割分担といったことなど、様々な新たな課題が出てくるとは思いますが、早い時期から周辺自治体と情報を共有しながら、また、互いに連携しながら、効率的、効果的な施設の在り方といったものについて、しっかりと意見交換するなどして検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中野委員 部長からも最後に答弁いただきました。

後段には、効率的、効果的な施設整備の在り方、また、施設の広域化についての検討も必要であるという旨の御答弁がございました。まさにそのとおりでというふうに思っております。最近の報道では、上川管内においても広域処理の動きが見られるというようなこともありました。300億円を恐らく超えるような事業費になろうかと思いますが、それをいかに抑えていくか、また、広域

で他の市や町とどう連携していくか、負担をどういうふうに分担していくか、そういったことについても積極的な検討が必要であるというふうに思っております。

最後に、指摘というか、意見を述べて終わりたいなというふうに思いますが、近文清掃工場の再延命化事業は、老朽化が進む施設の安定的な運転を確保するとともに、今後20年程度の施設使用を前提とした本市のごみ処理行政の将来にも関わる重要な取組であると認識したところであります。

近年、全国の自治体におきましては、ごみ焼却施設の老朽化が進む中で施設更新が大きな課題となっており、資材費や人件費の高騰により、施設整備費が大幅に上昇している状況にあります。本市におきましても、次期施設整備に当たっては、答弁がありましたように、多額の財政負担が想定されることから、将来を見据えた計画的な検討が重要になるものと考えているところであります。

また、人口減少やごみ減量化の取組により、ごみ排出量の変化も見込まれる中で施設規模の適正化や効率的な処理体制の確保についても検討していく必要があるものと考えているところであります。

さらに、北海道においては、ごみ処理施設の広域化や施設の集約化など、持続可能なごみ処理体制の構築に向けた取組も進められているところでございます。

こうした動向も踏まえながら、本市においても将来を見据えたごみ処理行政の在り方について検討を進めていくことが重要であると考えているところであります。市民生活に欠かすことのできないごみ処理の安定的な確保は自治体の基本的な責務であると認識をしているところでございます。近文清掃工場の再延命化を契機として、将来の施設整備を見据えた長期的な視点での検討を進めていただきたいというふうに考えております。

あわせて、持続可能なごみ処理体制の構築に向け、計画的かつ着実な取組を進めていただくことを御期待申し上げまして、環境部に対する質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、福祉保険部のほうに移りたいと思います。

障害就労の関係であります。

それでは、障害就労の関係について、順次、質疑をさせていただきたいと思います。

今回、臨時事業説明資料の中で事業費の関係についてもお示しをいただいております。障害者就労推進費として、今回、事業費1千195万8千円が計上されておまして、財源の内訳としては、一般財源が747万2千円、そして、特定財源448万6千円ということでございました。

また、その臨時事業説明資料の中での事業内容におきましては大きく3点、4点が挙げられているのかなと思いました。

1つ目では、市有施設への就労訓練、そして、民間企業での職場実習、雇用相談、職場開拓など、障害者の一般就労を促進する支援事業であるという趣旨の説明がございました。まさにそういった事業をこれまでも継続的に展開していただいていると思いますので、改めて、その令和8年度の取組、中身を確認させていただきたいというふうに思います。

それでは、障害者就労推進事業についてであります。本市には多くの障害のある方が生活されており、例えば、身体障害者手帳の交付者数は令和6年度末現在で1万5千658人となっております。現在検討中の第5次旭川市障がい者計画（素案）の中にこのように示されておりました。

また、身体障害者手帳の交付者数は減少傾向にあるものの、1級、2級の重度障害のある方が全

体の44.5%を占めている状況となっており、このような重度障害のある方の割合が高い状況を踏まえると、それぞれの障害の特性に応じた就労支援や社会参加の機会を確保していくことが今後ますます重要になってくるものと考えているところでございます。

障害のある方が地域で自立した生活を送るための支援はますます重要になってくるものと考えているところでもあります。さらに、近年は、全国的にも障害のある方の就労支援や職業能力の向上を図り、一般就労の機会を拡大していくことが重要な政策課題とされているところでもございます。本市におきましても、就労訓練や企業での職場実習などを通じて、障害のある方の職業能力の向上や働く場の拡大を図る取組として本事業が実施されているものと認識しております。

そこでまず、本事業の具体的な支援内容について順次伺っていきたいというふうに思います。

障害者就労推進事業について、本市としてどのような役割を担う事業として位置づけをしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 障害者就労推進事業につきましては、障害者の就労訓練や企業の雇用促進を図るための取組を通じて、障害者が就労の知識を習得し、職業能力の向上を目指すことを支援するほか、働く場の拡大を図ることにより、障害者の自立した日常生活や社会生活を営むための役割を担うものであります。

○中野委員 それでは、続けて、事業内容についてであります。

本事業では、市有施設での就労訓練や企業での職場実習などを行っているとしておりますが、具体的にどのような支援を実施しているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 支援につきましては、就労の機会の提供と就労の相談といった大きく2つの方法によって行っております。

まず、就労の機会の提供に関する支援としまして、1つ目に市有施設での就労訓練があります。本市では、市立図書館、クリーンセンター及び近文リサイクルプラザで実施しており、図書の仕分けや粗大ごみ、布類、古紙など、再利用のための選別作業などについて、障害者事業団体と契約し、行っております。

就労機会の提供の2つ目に職場実習があります。こちらは、スーパーやホームセンターの小売業、ホテルや飲食店のサービス業、製造業など、様々な業種の職場において、商品管理や品出し作業、清掃や伝票管理などの仕事を体験していただくもので、特別支援学校に在籍し、職場体験を希望する方や就業経験に不足がある方、離職後、相当期間が経過している方に利用していただくもので、受入れ企業に対し、謝金を支給しております。

また、就労相談につきましては、障害者、企業の双方からの雇用相談や指導助言、受入れ企業の開拓などを行う障害者就労支援事業を実施しております。

こうした事業を通じ、障害福祉サービスを利用していない障害者も対象に働く場を広げ、社会参加への促進を実施しております。

○中野委員 事業内容について詳細にお答えをいただきました。御答弁をいただいたように、どれも障害者の就労支援に向けては重要な取組でありますし、こういった取組をこれまでも続けてこられたことに感謝したいと思っておりますし、効果的な、また、結果の出る取組になるように期待をしたいなというふうに思っております。

先ほど冒頭でこの障害就労推進に関する事業費について触れたところでありますが、障害全体で

見ると、かなり大きな予算が計上されております。2月13日の今回の定例会に際して福祉保険部から提出をされた令和8年度福祉保険部予算の概要、一般会計では、令和8年度福祉保険部所管事業の予算全体で578億5千万円ということで、前年度対比では9億8千万円ほどプラスになっているということでございました。そのうち、34.4%が生活保護費ということで、大きな事業費がここに計上されている一方で、障害者福祉費は26.8%、額にして154億8千万円で、これも前年度対比でプラス5.6億円であり、こうした障害福祉に関する事業費が計上されているところでありまして、福祉保険部としても生活保護に次ぐ大きな事業費を抱えているのが障害福祉に関する内容だと改めて確認をさせていただきました。

給付費には様々あるというふうに思っておりますが、福祉保険部としても障害福祉に関する事業成果が求められると思いますし、また、そういった成果、結果を出していく責務があるというふうに思っております。そういった視点を持ちながら、改めて、この後の質問をしていきたいなというふうに思います。

今回、目的、また、事業の内容、それぞれお聞かせをいただきました。本事業の直近3年間でのこの事業に関わっての利用人数について伺っておきたいと思います。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 就労の機会の提供に関する事業で申しますと、まず、市有施設での就労訓練の利用人数につきましては、令和4年度が実人数で109人、令和5年度が135人、令和6年度が140人となっております。

次に、職場実習においては、令和4年度が実人数で56人、令和5年度が58人、令和6年度が44人となっております。

○中野委員 本事業を通じて一般就労につながった、この辺がポイントにもなるかというふうに思っておりますが、一般就労につながった人数はどの程度となっているのかについてもお示しをいただきたいと思います。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 一般就労につながった人数につきましては、市有施設での就労訓練では、令和4年度が1人、令和5年度が6人、令和6年度が2人となっております。企業職場実習においては、令和4年度が14人、令和5年度が20人、令和6年度が9人となっております。このほか、就労相談などから、令和4年度は63人、令和5年度は65人、令和6年度は76の方が一般就労につながっております。

○中野委員 本事業の利用人数についてお聞きし、そして、一般就労につながった実績について続けて聞かせていただきました。

一般就労の多くは相談事業からということになるのかなと思います。しかしながら、冒頭の答弁でありましたとおり、令和6年度は140人の市有施設への就労訓練の利用があって、そして、その中から、一般就労につながったのは僅か2人で、率にすると約1.4%ということで、非常に少ない、こういったところが課題の一つでもあるのかなと思っております。様々な困難があるとは思いますが、こういったところでどのようにビヨンドしていくのか、ここが令和8年度の事業として求められるのかなというふうに思っております。

そして、次に行きたいと思いますが、就労の定着についても確認をしておきたいと思います。

一般就労をした方の就職後の定着状況について、本市ではどのように把握をしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 定着状況につきましては、先ほど御説明いたしました相談業務を行っている事業者が相談等で一般就労につながった方の就職先を定期的に訪問し、本人と企業それぞれに対し、職場定着に向けた相談や支援により実態を把握しているところでございます。

その際、障害者からの相談で多いものは、職場の人間関係と体調面についてとのことで、事業者への障害の特性や対応などの助言、場合によっては、障害者、事業者も一緒になった話合いの場を設けるなど、困り事や対応策と一緒に考えるなどの支援を行い、職場の定着を図っているところでございます。

○中野委員 定着の関係について御答弁をいただきました。その内容についてはまさにそのとおりなのかなということで改めて確認をさせていただきました。

そして、障害のある方が一般就労に至らない主な要因です。先ほどの1. 4%ではありませんが、様々な状況があると思います。その主な要因について本市ではどのように分析をしているのか、この際、お聞きをしておきたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 一般就労に至らない要因につきましては、一つは、就労そのものに関するもので、障害のある方側が、どのような仕事に向いているのか、御自身で分からないということや、就労したことに伴い、生活リズムが変化することへの不安や、体調の変化、悪化への不安が強いことなどが考えられます。一方、受け入れる企業側においては、障害の特性への理解やどのような業務を担わせればよいかなど、知識の不足が考えられます。

もう一つは、就労の制度的なものとなりますが、障害者の就労先は、一般就労のほかに、雇用契約に基づく就労継続支援A型、雇用契約を要せず、柔軟な作業を行う就労継続支援B型と、一般就労、A型、B型の大きく3つに分かれています。

さきに答弁いたしました市有施設での作業はこのB型と同様のものとなりますが、先ほどからの例に挙がっています令和6年度で市有施設の状況を見ますと、140人の利用者に対し、一般就労は2人というごく僅かな人数となっております。限られたデータではありますが、B型を利用している方は、一般就労ではなく、継続してA型やB型を利用することが多いと分析しております。

加えて、本市ではB型の利用者が増加していることから、こうした障害者の中には一般就労を希望しない方が一定数いることも移行しないことの要因と考えております。

○中野委員 就労に至らない要因についてそれぞれお答えをいただきました。答弁していただいたとおりかなとは思いますが。A型よりもB型の利用者が多い、増加しているというような状況で、雇用契約を要しないものがB型でありますので、障害の状況、度合いもやや高めなのかなと想像されるところではございます。一方で、どのような仕事に向いているのか、そういったことが自身で分からないというようなこともあるので、そういった答弁していただいた内容について、どう支援していくのか、その悩みにどう向き合い、どう解決していくのか、実はそういったところが求められているのかなと思います。

一般就労を希望しないというようなお答えもありました。これも想像するのは簡単なことであるというふうに思いますが、一方で、なぜ希望しないのか、そこを掘り下げていくことによって、一般就労に結びつけていけるのではないかと、2人ではなくて、もう少し可能性を持っているんじゃないかなというふうにも受け止めたところでございます。

一方で、受入れをする企業側の課題もあるというふうに思っておりますので、その企業側のことについてもお聞きをしておきたいと思います。障害者雇用を進める上では企業側の理解と受入れ体制が重要だと考えておりますが、本市では企業側の課題をどのように認識しているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 令和8年度を始期とする旭川市障がい者計画を策定する際に実施したアンケートの結果によりますと、障害がある方が就労するために必要な環境として、障がいや健康状態に合わせた働き方ができること、事業主や職場の人が障がいのある方について十分理解していることが上位2つに挙げられております。

また、北海道が行ったサービス事業所利用者の一般就労に関する調査においても、離職理由で最も多い回答として職場の人間関係を挙げており、就労後の体調、体力も上位となっております。

そのため、障害者を雇用する企業側は、こうした障害者の状況を把握し、障害者及び障害について理解を深めていくことが課題と考えております。

○中野委員 先ほど、5問目のところでも人間関係に関わる相談が多いというような答弁もありました。また、離職の理由についても、重ねて答弁があったとおり、職場の人間関係ということでございました。

そうした分析をされているということでありますので、こういったことについてもどのように向き合い、解消していくかということが当然求められていると思いますし、障害を持っていなくても、健常者である私たちにとっても、職場での人間関係は一生涯付きまとうもので、私も職場の人間関係で悩んでいる一人でありますので、みんなにあると思うんですよね。障害は関係ないと思います。

答弁をお聞きすると、障害者だから持っている特有の悩みかのように聞こえるんですけども、これはそうしたことに関係なくある問題だと思いますので、そういった視点からも様々な検討をしていく、対策を考えていく必要があるのかなというふうに感じたところでございます。

そして、いずれにしても、企業とのつながりを持つことを行政として、市として積極的に行っていくことも一般就労に結びつけていく重要な取組であるというふうに思っておりますので、その点について確認をしたいと思います。

本事業における受入れ企業の開拓について、どのような取組をこれまで行ってきたのか、新たな企業の確保はどの程度進んでいるのか、確認をしておきたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 受入れ企業の開拓につきましては、以前に障害のある方を受入れたことはありますけれども、過去3年間、受入れの実績のない企業を中心に、再度受入れができないうか、訪問して確認を行っているところです。

また、国の外郭団体であります北海道障害者職業センターなどの専門機関や関係機関と連携し、障害のある方の雇用に関する事業主支援ワークショップなども行い、障害者を雇用する企業が一社でも多くなるよう、新規開拓に努めているところです。

○中野委員 障害者と企業とのマッチングをどう図っていくのかということが求められると思います。そして、そのためには、様々な方法、また、先進事例もあると思いますので、そういったことを研究しながら行っていただきたいと思います。

そして、離職の理由ではないですけども、健常者、障害者に関係なく、就職、一般就労に向けたマッチング支援には共通するところもあると思います。そういったことの検討も重ねながら、見合

いをつけながら検討していただければと思います。

また、今の答弁で少し気になったのは、具体的な目標設定については特になかったこと、そして、具体的な実績、成果として、これだけの関係企業のつながりを持っています、何社あるというようなことについては触れられなかったことです。恐らく、そういった目標設定や実績など、答弁できるものはないんだろうなというふうに勝手に思っていますが、そこだと思うんですね。先進地においてはこういった目標設定をしながら積極的、能動的に新規開拓を行っている自治体もあるというふうに承知しておりますので、巨額の事業費を抱えている福祉保険部としては、部長を筆頭に、鋭意、令和8年度においても検討をしていく必要があるということを意見として述べておきたいと思います。

そして、障害のある方の自立を考える上では、就労機会の確保とともに、所得の向上も重要であると考えているところでございます。

本市における障害者の工賃や賃金の状況についてどのように認識をしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 先ほどのアンケートの結果では、障害者が就労するための必要な環境として、働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られることが挙げられており、就労継続支援事業所の工賃や一般就労における賃金につきましては働く意欲に直接つながるものであり、地域で自立した生活を送るための経済的基盤になる重要なものと考えております。

工賃、賃金につきましては、把握している就労系サービスの令和6年度で比較いたしますと、雇用契約に基づく就労A型では、令和6年度の北海道の月額平均賃金9万2千82円に対し、旭川市平均は8万1千957円、もう一方、柔軟な労働条件で就労訓練を行うB型のほうでは、令和6年度の北海道平均は、工賃になりますけれども、2万7千361円に対し、旭川市平均は2万6千505円となり、いずれも北海道平均を下回っております。

事業所ごとで就労内容が多様で異なりますので、工賃や賃金の高い低いだけでよい悪いということの判断はできませんが、自立した生活を送るためには十分ではないと認識しております。

○中野委員 賃金、工賃の関係について御答弁をいただきました。どこまで、市として、行政として関与できるかはあろうかというふうに思いますが、こういったことについても重要なところだというふうに思いますので、お聞きをしました。

答弁をいただいたとおり、雇用契約に基づく形で行われているA型のほうについては、北海道、旭川の平均の賃金が違って、北海道平均と旭川市平均の差が1万125円ぐらいあるということで、大きな差と言ってもいいのかなというふうに思いました。B型については、北海道平均と旭川市平均でも、旭川のほうが856円低いということで、いずれも旭川のほうが低く、自立した生活を送るために十分ではないということの認識を述べていただきました。だからこそ、140人に対して2人ということにこだわるわけではありませんが、一般就労に関し、障害者であってもいい意味での様々な特性や能力を持っておりますので、そういったことをしっかりと評価する仕組みみたいなものも導入検討しながら企業とのマッチングを行い、そして、一般就労に結びつけていく、移行していく取組が障害福祉の分野に求められるというふうに思いますので、ぜひ、取組を加速していただきたいというふうに思っております。

ここまで、るお聞きをしてきました。改めて、もう一回触れますが、福祉保険部の令和8年度

事業予算は578億5千万円、前年度対比9.8億円の増ということで、そのうち、26.8%が障害者福祉費ということでございました。重要な事業であり、位置づけをしていると、予算を見るだけでも表れていると思っております。しっかりと成果を上げる、実績を上げる、そういった取組が強く求められると思いますし、これまでの概念を超えていくBeyond予算でありますので、ぜひ、障害福祉に関してもビヨンドしてほしいなというふうに思っているところであります。

最後、部長にお聞きをしておきたいと思いますが、先ほど来述べているとおり、障害のある方が地域で自立した生活を送るためには一般就労の機会をさらに広げていくことが重要であると思っております。本市として、今後どのように障害者の一般就労をさらに促進していく考えなのか、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○川邊福祉保険部長 ただいま障害福祉課長から答弁をさせていただきました障害者の一般就労でございます。

答弁にもありましたように、令和6年度、市有施設の訓練においてですけれども、140人の利用に対し、一般就労につながったのが2人のみということであります。数値的な結果で見たとき、現状、十分なのかと問われると、私自身、そんなことは全く言えないというふうな受け止めをしております。

要因についても答弁にもありましたけれども、障害者側では、職場環境を含め、就職そのものについての不安が根強いことがあって、職場実習や就労後のフォローアップの充実が必要でありますし、受入れ企業側に対しても障害特性を理解した対応方法などの専門家の支援を通じた理解の促進がますます必要というふうに感じているところであります。

また、話の中でも出ましたが、本市においてB型事業所のニーズが高く、障害者自身の希望もそうである中で一般就労を増やしていく、B型からシフトをさせていくにはこれまでとは全く新たなアプローチで進める必要もあって、こうした課題を一つ一つ解消した先に一般就労あるいは受入れ企業の新規開拓も見えてくるものだというふうに捉えております。

代表質問の中で、市長からも、障害のある方が、就労を通じ、社会の一員として活躍できる環境を整えることが行政の役割だというふうに答弁をさせていただきました。こうしたことを踏まえて、一人でも多くの方が就労に結びつくよう、これまでの事業や取組を着実に進め、障害がある方が安心して暮らせるような地域共生社会の実現に向けて、障害者就労の推進にビヨンドできるかどうかは分かりませんが、頑張って取り組んでまいりたいと思っております。

○中野委員 部長からの決意も含めた答弁だったというふうに受け止めました。ぜひ、今津市長と呼吸を合わせて、ビヨンドできるかどうかではなくて、ビヨンドするという決意を持って、令和8年度の事業に当たっていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、私も代表質問で障害者就労のことについて一部触れさせていただき、その際、障害福祉課長ともやり取りをさせていただきました。何を言いたいかといいますと、障害のあるなし、病気を抱えているかにかかわらず、全ての市民がこの旭川でしっかりと希望を持って生活ができるまちづくりが求められているということで、そういったまちづくりをするための財政運営であるというような視点で代表質問は質問を展開させていただいたところでございます。

これ以上、質疑をするつもりはありませんが、最後に部長からも答弁がありましたので、意見を述べて終わりたいと思っております。

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、社会参加を促す取組を促進していくことが極めて重要であると改めて今回の質疑を通して確認させていただきました。

本市におきましても、障害者就労推進事業を通して、市有施設での就労訓練や企業での職場実習など、障害のある方の職業能力の向上や働く場の拡大に向けた取組が進められております。こうした取組は、障害のある方の社会参加を支える重要な施策であり、今後も継続的に充実させていく必要があるというふうに考えているところであります。

一方で、障害のある方の就労を取り巻く環境は、答弁がありましたように、社会の変化とともに大きく変わりつつあります。障害の特性や個々の能力に応じた支援をどのように行っていくのか、また、企業側の理解をどのように広げていくのかなど、今後の取組にはさらなる工夫と取組の強化が求められているものと感じたところでございます。

私自身、民生常任委員会として、昨年１１月、静岡市において障害者就労支援の先進的な取組を視察させていただきました。静岡市では、ＩＣＴを活用した就労アセスメントの仕組みを導入し、利用者の能力や特性を客観的に把握することで本人の強みを生かした就労につなげる取組が進められておりました。また、障害者手帳の有無にとらわれず、多様な就労困難者を対象としたインクルーシブ雇用の推進にも取り組んでおり、誰も取り残さないといった支援を理念とした新たな雇用支援の形が実践されておりました。

人口減少や人材不足が進む中、多様な人材が地域社会の中で能力を発揮できる環境を整えていくことは、福祉の視点にとどまらず、地域の持続可能性を支える重要な政策課題であると考えております。

本市におきましても、こうした先進事例を参考にしながら、障害のある方一人一人の能力や特性を生かした就労支援をさらに進めるとともに、企業や地域社会の理解を広げ、誰もが安心して働くことのできる地域社会の実現に向けた取組を一層推進していただくことを期待申し上げまして、私からの質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長、多分、昼休憩に間に合うかどうか、ちょっと微妙かなと思っておりまして、あと１事業でございます。委員長の判断に任せますが、１２時を超える可能性もありますので、委員長の下、御配慮をいただければというふうに思います。

○塩尻委員長 分かりました。時間が微妙ということですので、暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時４０分

再開 午後 １ 時００分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中野委員 それでは、午前中に引き続きまして、最後、１事業、税務部のほうにお伺いをしていきたいと思っております。

今回の定例会に提出されている資料を再度確認させていただきました。各会計当初予算の額ということで、令和８年度の内容が示されております。一般会計については御承知のとおりであります。令和７年度よりも０．９％伸びて１千８１８億円ということで、前年度よりも１６億６千万円、予算の額が大きくなったということが資料で示されております。

その中で、主な歳入の項目としては、やはり、市税が大きなウェート、位置づけとなっております。1千818億円の中で、令和8年度の市税については歳入で437億円ということで、これは、前年度の対比では3.4%の増ということで、14億5千万円、7年度よりも伸びているというような予算の状況でございました。旭川市の財政運営を行っていく上でも市税の確保は非常に重要なものだというふうに思っておりますので、改めて各種資料を見させていただきました。特に、勉強会資料でも提出がありました令和8年度市税予算説明資料のそれぞれのページを見させていただきますと、様々なことが見えてくるなというふうに思いました。その資料から見えてきた内容について、私なりの課題点も含めて、本日、税務部にお聞きをしていきたいというふうに思います。

それでは、市税について、本日、何点かの視点でお伺いしたいと思います。

改めてではありますが、市税は、本市財政を支える最も重要な自主財源であり、その動向は人口構造や地域経済の状況を直接的に反映するものであると考えております。とりわけ、地方都市におきましては人口減少や高齢化の進行が税収構造にも大きな影響を及ぼすことから、市税収入の見通しや課税の状況を丁寧に分析していくことが重要であると認識をしております。

今回示されました令和8年度の市税の見込みを見ますと、個人市民税においては、納税義務者数の減少が見込まれる一方で、所得割では増加を見込むなど、人口動向と所得動向の双方が税収に影響を及ぼしている状況がうかがえるところでございます。また、法人市民税につきましては、業種ごとの状況により増減が見込まれており、地域経済の動向と密接に関わっているものと考えられるところでございます。さらに、固定資産税につきましても、住宅建設や地価の動向、さらには人口減少や空き家の増加など、様々な要因が税収に影響を与えているものと認識をしたところであります。加えて、市税の確保に当たっては、公平、適正な課税とともに確実な徴収の取組も極めて重要であります。滞納繰越分の状況や徴収対策などにつきましても、市税収入の安定確保という観点から重要なテーマであると考えているところであります。

こうした観点から、本市の市税の見込みや、その背景にある地域経済の状況、さらには徴収の考え方などについて、順次、お伺いを数点していきたいと思っております。

それでは、初めに、今回の資料にもありますが、まず、個人市民税の納税義務者の関係についてであります。

個人市民税につきましては、納税義務者数が令和7年度15万5千984人から、令和8年度15万1千916人へと約4千人減少する見込みとされているところでありますが、この減少の主な要因をどのように税務部として分析しているのか、また、今後の見通しについても伺っておきたいと思っております。

○飯森税務部税制課長 個人市民税均等割の納税義務者数の減少につきましては、令和7年度税制改正におきまして、年間給与収入が150万円以下の方の給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられたことによる非課税ラインの引上げに伴いまして、令和8年度は非課税となる方が増えると見込んだものでございます。

○中野委員 非課税ラインの引上げということでありました。国会においても、103万円の壁など、様々、議論がされておきまして、その制度改正もあって非課税の枠が広がったことによる影響だというふうに理解をしたところであります。

そして、個人市民税の所得割の増加、これの関係についてであります。個人市民税では、納税

義務者数が減少する一方で、所得割の調定見込額は前年度比3.8%増の161億8千573万4千円と見込まれているところですが、この増加を見込んだ根拠となる所得動向や地域経済の状況について、税務部としてどのように見ているのか、伺っておきたいと思います。

○保科税務部市民税課長 昨年の賃上げ実績や賞与の支給額が増加したこと、また、厚生労働省の毎月勤労統計調査において、現金給与支給総額が堅調に推移していることに加えまして、本市の課税統計においても給与収入金額が年々伸びている、そういったことを勘案しまして、令和8年度個人市民税所得割の調定額を前年度見込み比3.8%増の161億8千573万4千円と見込み、これに税制改正の影響を考慮し、積算したものでございます。

○中野委員 厚生労働省の集計、統計、そういったものとか、本市においても給与総額が堅調に伸びているというようなことで、今回、このような見込みを持ったということでありました。

そういった中で、法人市民税と地域経済の動向の関係についてであります、法人市民税のうち法人税割につきましては、資料によりますと前年度比0.8%減の195億5千283万円と見込まれているところですが、本市における企業収益や地域経済の動向について、同じく税務部としてどのように分析をしているのか、伺っておきたいと思います。

○保科税務部市民税課長 法人市民税法人税割の調定見込額につきましては、地場企業に限らず、市内に事業所を有する道外大手企業の収益の増減に大きく影響を受けるため、地域経済も踏まえた国内全般の企業収益の動向を業種別に見込みました。その結果、令和7年度法人税割調定見込額と比較して、おおむね横ばい、0.2%減の19億5千528万3千円と積算したものでございます。

業種別の内訳といたしましては、利上げが行われたことによりまして金融業、保険業の企業収益が好調である一方で、建築資材の高騰や人件費が上昇している中で、市内の住宅着工戸数が低迷していることにより建設業で収益が減少することなどを見込んでございます。

○中野委員 市内全体の企業活動については回復基調であるのか、また、なお厳しい状況なのか、これは、なかなか、まだまだ厳しい状況が続いているというふうに受け止めているところですが、一方で、償却資産の増加と企業活動の実態についても確認をしておきたいと思いますが、この資料を見させていただきますと、償却資産につきましては、設備投資などにより課税標準額の増加が見込まれる一方で、法人市民税の法人税割は微減というふうになっております。

こうした状況について、本市における企業活動や地域経済の動向をどのように分析しているのか、また、どのような産業分野の設備投資が増加の要因となっているのか、伺っておきたいと思います。

○平尾税務部資産税課長 本市におきましては、特定の産業分類での設備投資が増加しているのではなく、最近の建築資材の高騰や人件費の上昇に伴う物価高の影響もあり、産業全体において設備投資に係る資産の取得価格が上昇している傾向にあります。

このため、令和8年度予算におきましては、特に、製造業、小売業、リース業、飲食業などの産業において償却資産の課税標準額が増加するものと見込んでいただいております。

○中野委員 物価高騰の状況でもありますので、答弁にありましたように、設備投資に係る資産の取得価格が上昇しているということでありました。これについては、恐らく、市内経済の動向としては、決して前向きな投資が進んでいるということではないだろうというふうに思います。老朽化や、また更新の時期において更新せざるを得ない、そういった設備投資、例年、過去よりも、そういった取得価格が上昇した結果、出ている数値だというふうに理解をしているところではありますが、

そういった状況を踏まえて、固定資産税における土地、家屋の動向についても確認をしておきたいと思います。

資料を確認すると、固定資産税につきましては、土地では住宅新築による特例適用などが減少要因として示されている一方で、家屋では新築等により課税標準額の増加が見込まれております。こうした土地、家屋の動向について、本市の住宅事情や地価動向、さらには人口減少や空き家増加との関係をどのように税務部として認識をしているのか、伺っておきたいと思います。

○平尾税務部資産税課長 委員の御指摘のとおり、住宅の新築に伴い、これまで非住宅用地であった土地が住宅用地となることなどが課税標準額の減少要因となる一方で、家屋に関しましては、令和8年度は3年に一度の評価見直しの年に当たらず、滅失家屋より新築家屋の課税標準額が上回ることによる増を見込んだことにより、固定資産税全体としては増収を見込んでいところでございます。

土地、家屋の動向についての認識ですが、土地に関しては、利便性の高い一部の住宅地において地価が上昇傾向にあるものの、需要の少ない地域では地価の下落が見られる状況にあります。また、家屋に関しては、建築資材の高騰や人件費の上昇に伴い建築費が上昇し、住宅価格に影響を及ぼしていることに加え、人口減少により既存の住宅ストックの利用が進みにくい状況であると考えております。今後につきましては、土地、家屋ともに同様の傾向が続いていくものと考えられますが、税収につきましては、短期的には安定して推移していくものと見込まれますが、長期的に見ますと緩やかに減少していくものと考えております。

こうした土地、家屋に関する課題は、地価の動向や人口減少、空き家の増加、さらには新築住宅の建築費高騰といった影響が複合的に絡み合い、固定資産税の税収全体に影響を及ぼしているものと考えております。また、これらの動向は、本市の財政基盤を支える固定資産税の将来的な動向に直結する重要な課題であるものと認識しております。

○中野委員 固定資産税の関係をお聞きしました。

冒頭、少し触れましたが、令和8年度の市税に関して、歳入では437億円ということで、この市税の中でも、固定資産税の部分については、大きな率というか、大きなウエートを占めているところですので、ここの動向、ここの変化によっては、非常に大きな影響が出る可能性もありますので、税務部におきましては、御答弁をいただいたとおり、今後もこういった動向を注視しながら事業を進めていっていただきたいというふうに思っているところであります。

そして、一方では、市税予算の計上率の考え方、ここについても、やや疑問を覚えるところと、こういうことなのかというふうに思うところと、感じるところもありましたので、確認をしておきたいと思います。

市税の予算計上に当たっては、調定見込額に対し、個人市民税では99.4%、法人市民税では99.7%、固定資産税では99.4%などの計上率を用いて予算額が算定されているところでございます。これらの計上率は、私個人の受け止めとしては非常に高い水準であると考えているところではありますが、この数値はどのような実績や根拠に基づいて設定されているのか、また、今後の徴収の見通しについてどのように考えているのか、税務部の見解をお伺いしておきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 市税予算の計上率につきましては、過去3年間の収入率などを参考に見込んでいるものでございます。

今後の税収の見通しにつきましては、原油価格や物価の高騰などが長期化した場合、企業業績等への影響がさらに深刻化する可能性もございまして、楽観できる状況にはないものと考えておりますが、市税は行政サービスを担う上で柱となる自主財源でありますことから、継続的に税収の確保に努めてまいります。

○中野委員 真面目にしっかりと法令を遵守しながら納税の義務を果たしている市民、また事業者の立場からすると、納めている一方で、滞納している市民、事業者もあるというところについてはやはり気になるということで、私のところにも、これまでの議員生活の中で様々な相談を受けてきたところであります。

今回の定例会の資料の中には、この市税のうち滞納繰越分の計上率などについても記載がありまして、今、計上率は非常に高いという話をさせていただきました。

一方では、この滞納繰越分については、調定見込額が5億8千805万5千円に対して、予算計上額は1億3千万円となっております。要するに、計上率は約22%で大きな差があるわけであります。この差が生じている理由とその考え方について、お伺いをしておきたいと思います。

○山下税務部納税管理課長 滞納繰越分につきましては、差押えなどの滞納処分を行うことで最低生活を維持できなくなる場合に加え、倒産、所在不明などにより回収が困難な債権も多く含まれておりますことから、過去の滞納繰越分における収入額の実績を考慮し、積算したことによるものでございます。

○中野委員 当然、厳しい状況があるだろうなということは分かっているが、あえてお尋ねさせていただいたところでありますが、さらに、滞納繰越分の縮減に向けた取組、これまでも、税務部創設以来、着実に責務を果たしてきているというふうに思っているところでありますが、その縮減に向けた今後の徴収対策についても伺っておきたいと思います。

○齊藤税務部納税推進課長 初めに、滞納繰越調定額の決算の推移につきまして、税務部が創設されました平成20年度におきましては約36億1千959万円となっておりますが、10年前の平成28年度では約23億1千398万円、5年前の令和3年度では約15億738万円と減少してきており、令和8年度の滞納繰越調定見込額は、平成20年度決算額と比較して、およそ6分の1になるものと見込んでおります。

次に、滞納繰越分の整理におきましては、自主的に納付していただくことが原則ですが、電話や訪問を行い、滞納となった方が置かれている個々の状況を聞き取り、生活や事業の状況により、分割での納付、または執行停止を行い、また、財産等があり納付されない場合は、最終的に差押えを行うなど、納付資力を見極めながら、法令等に基づき滞納繰越額の圧縮に努めており、今後におきましても、滞納繰越しとならないように口座振替やe L T A Xなどによる納付推進をより一層図り、財源の確保に取り組んでまいります。

○中野委員 滞納繰越しについては、答弁にありましたように、税務部が創設された平成20年度からこれまでの間、減少をさせるべく、実績としても取組が進められているなどというのは理解をしたところであります。

市税の予算計上率からお伺いしたところなんですけど、法人市民税では99.7%の計上率、一方では滞納繰越し、今、今後の徴収対策についても答弁がありましたが、やはり、冒頭に触れたとおり、市税については、旭川市の本当に1年間の予算の歳入の中でも骨格、根幹となっている部分で

ありますので、これからも同様にしっかりとした対応が求められる、その対応というのは、真面目に納税をしている方からしてみれば、やはり、公平性がどこまでも求められますし、適切な徴収が求められると思います。計上率99.7%に対して、滞納分については、これは約22%ということで、やや疑問が残るところではありますが、これまでの経過においては、税務部として着実にこの滞納分については減少させてきているということは理解をしたところであります。

ここまで、るるお聞きをしてきたところでありますが、やはり、今後、旭川市においても様々な大型事業を抱えているところでありまして、今定例会にも関係する予算が既に計上されているところであります。しっかりとした財政規律、しっかりとした歳入、収入を得ていくことが求められますし、大型事業をやる一方で、やはり、税収というのは市民生活を支えていくための基盤となるものであります。どんなに立派な箱が出来上がったとしても、その一方で、その裏側では、市民生活が苦しい、福祉のサービスが行き届かない、こういったことがあつては本末転倒だというふうに思っております。

今後の経済を活性化していく、発展的に伸ばしていくためには、新たな投資も当然必要だというふうに思っておりますが、代表質問でも述べたとおり、やはり、選択と集中が日本国内における、今、潮流というふうになっていると思います。どこの自治体もやはり厳しい状況の中、今の世界情勢も含めて影響を受けているというふうに思っておりますので、そういった意味で税務部の、ちょっと機構改革も予定されているところでありますが、税務部としての役割が、今後も、本当にこれからも重要視されるというふうに考えているところであります。

最後は、先ほど、ちょっとある資料を見ると、私と同じ誕生日、年は違いますけど、2月6日、私も2月6日なので、何かちょっと親近感が湧いたなと思って、同じ誕生日なんだなと思って、最後に、ちょっと部長にも答弁をいただきたいと思います。

先ほど来、述べましたように、今後の市税の収入の持続性に関する内容であります。本市の市税収入につきましては、個人市民税の納税義務者数が減少する一方で、固定資産税については家屋や償却資産の増加により税収を支えている構造が見られます。人口減少が進む中で、今後の市税収入の持続性について税収構造の観点からもどのように認識をしているのか、最後に部長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○金澤税務部長 ただいま委員から御質問がございました人口減少下における市税収入の構造的な持続性でございますけれども、これは、大変重要な御指摘でございます。また鋭い視点でございます。本市をはじめとする多くの自治体に共通する深刻な課題であると認識をしているところでございます。

本市の市税収納の中心は、市民税と、それから固定資産税で、令和8年度予算として約350億円を計上しておりますけれども、市税収入全体の8割を占めている状況でございます。

このうち、個人市民税は、人口減少あるいは高齢化の影響を最も大きく受ける税目でございます。先ほど答弁しましたとおり、昨今、個人所得は伸びているものの、今後、中長期的に見ると減少していく可能性が高いです。また、固定資産税は、人口減少下でも比較的安定する税目ではございますが、やはり、こちらでも緩やかに減少していくのではないかと予測をしているところでございます。

加えて、本市の場合は、都市環境の整備や改善に要する費用に充てることができる目的税である

事業所税として、令和８年度には約１４億円を予算計上しておりますが、こちらは人口３０万人以上が課税要件となっております。今後、この要件を満たさなくなれば、年間で約１４億円もの大きな税収を失うことになりますので、近い将来、行政サービスを賄うべき財源の確保が一段と厳しくなることが見込まれるところでございます。

このため、人口減少社会における望ましい税制度の構築を目指すべく、国に対しまして、地方６団体等を通じまして、国から地方へのさらなる税源移譲や税の偏在是正措置など、地方全体の総意として強く要請していくことが必要でございますし、本年４月から徴収を開始します宿泊税のような独自の自主財源の確保、あるいは、企業誘致など地域外から税収を獲得する努力なども今後ますます重要になってくるものと考えております。

平成２０年度の税務部の創設以来、適正、公正な課税に努めるとともに、負担の公平性という観点からやむなく差押えなどの滞納処分をさせていただくこともございますが、納税者やその家族の生活保障といった配慮も常に念頭に置きつつ、誠実に納税などの義務を果たす多くの市民の公平感が阻害されることがないように、これまで慎重かつ丁寧に日々の業務を行ってまいりました。

本年４月から、機構改革に伴いまして税務部から行財政改革部へと替わりますけれども、今後におきましても、法令に基づき厳正かつ適切に業務を行うことに加えまして、先ほど申し上げました様々な課題に適切に対応しながら、職員一同、市税収入の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 部長からも答弁をいただきました。重要な部分は、部長からもしっかり触れていただいたというふうに思います。後段にありました４月に予定されている機構改革、今まで、平成２０年に立ち上がった税務部ですが、この間、しっかりと使命を果たしてきたというふうに思います。

今さらながら、第４回定例会でこのことが議論されて、既に議決をされているので、４月１日からは機構改革されていくということになりますが、こういった税務部の役割、特別な機能というか、滞納分までをしっかりと徴収していく、そういった責務を果たしてきた、そういった税務部の役割が、これからも、行財政改革部に行っても同じように機能することが求められているというふうに思いますし、優秀な職員の皆様がいらっしゃるの、同様の仕事がこれから先も行われていくというふうに思っておりますが、心配はないというふうに確信をしたいというふうに思っているところであります。

最後、ちょっと私のほうから意見を述べて終わりたいなというふうに思いますが、部長からも答弁がありましたように、本市の市税は、言うまでもなく、市政運営を支える最も重要な自主財源であり、福祉、教育、まちづくりなど様々な行政サービスを支える基盤となるものであります。したがって、市税収入の動向は、本市財政の持続性にも直結する極めて重要なテーマであると認識をしております。

今回の質疑を通して、個人市民税、法人市民税、固定資産税など、それぞれの税目における現状や見通しについて一定の説明をいただきましたが、改めて感じますのは、人口減少や高齢化の進行、さらには、地域経済を取り巻く環境の変化が市税収入の構造にも少なからずとも影響を及ぼしているということであります。

今、部長からもありました、人口３０万人以上で課税の要件となっている事業所税、これは、年間、答弁によりますと約１４億円ということでありました。人口３０万人を切るのは、もう本当に

推計からしても時間の問題だというふうに思っております。

くどいかもしれませんが、そういった中で、先ほど、午前中には環境部に対して次期焼却工場の関係について質疑をさせていただき、これについては、人口減少やごみの減少が予測されるものの、事業費300億円を超えるというような答弁もありました。さらには、市民文化会館を含めた大型施設の今後の投資もある中で、この14億円が失われていく可能性があるというのは非常に考えさせられる答弁でもあったというふうに思っております。だからこそ、できること、できないことをしっかりと見極めながら選択、そして集中をしていく、そういった考え方をさらに強化していく必要があるのかなというふうに思いました。

そして、特に、個人市民税におきましては納税義務者数の減少が見込まれるなど、人口動向が税収に直接的な影響を及ぼす状況が見られる一方で、固定資産税や償却資産の動向など税収を支える構造にも様々な変化が生じているものと認識しております。また、市税収入を安定的に確保していくためには、公平、適正な課税はもとより、確実な徴収の取組が極めて重要であります。滞納繰越分の状況や徴収対策についても御説明をいただきましたが、市民の信頼を損なうことのないよう、今後においても丁寧かつ適切な対応を継続していただきたいと考えているところであります。

さらに、本市におきましては、令和8年度は、先ほども触れました機構改革が予定されており、税務部は行財政改革部へ異動することとされております。行財政運営の観点から様々な検討が、この間、行われてきたものと承知をしているところでありますが、税務行政は公平性と専門性が強く求められる重要な行政分野であり、市民の税に対する信頼の上に成り立つものでもあるというふうに考えております。したがって、今回の機構改革におきましても、これまで税務部が担ってきた専門的な知見やノウハウがしっかりと維持され、その役割や機能が十分に発揮される体制が確保されることを一議員としても期待するものであります。

人口減少社会にあっては、税収の確保そのものが今後ますます重要な課題となってまいります。今後におきましても、市税の動向を的確に把握するとともに、公平、適正な課税と確実な徴収に取り組む、安定した財源の確保に努めていただくことを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時37分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○えびな委員 こんにちは。

今日は、手話じゃなくて、ヒグマについて質疑をさせていただきたいと思います。

本州のほうではツキノワグマなので、月をイメージしてツキノワグマ、北海道はヒグマということで、さっきYouTubeで見て覚えたんですけども、それでは、早速、質疑に入ってまいります。

北海道東部の厚岸町では、3月10日にヒグマが国道を横切ったという目撃情報がありました。北海道警厚岸町管内では、今年初めてのヒグマの目撃情報だったということです。もう冬眠から覚

めたのか、食べ物が充実していると冬眠しない例もあるみたいですが、またちらほらと出沒する季節になってきたのかなというふうに思います。

さて、私が秘書として政治の勉強をさせていただいたのは、日本一広いと言われる北海道12区でございまして、北は稚内、利尻、礼文から知床半島の先まで、面積は1万4千740平方キロメートル、端から端まで移動するだけで日が暮れるような広さでした。

12区にある斜里町は父の生まれ故郷でもありまして、祖父は、サハリンから、樺太から引き揚げた後、斜里で漁師を経てえびぜんという魚屋を営んでおりました。武部勤元代議士の実家は、同じく斜里の珍満という中華料理屋さんで、ちなみに、まだお店はお弟子さんが継いでいて、あんかけ焼そばがおいしいんですけれども、私は、御縁があつて武部勤さんの秘書として雇っていただきまして、北見市や父のふるさとを含むオホーツクを回らせていただきました。

皆さん御存じかと思いますが、斜里町の知床はユネスコ世界遺産であります。世界遺産に認定された理由として独特の生態系が挙げられますが、流水が運んでくる豊富なプランクトンを魚が食べ、それをオオワシやトド、アザラシ、キツネ、ヒグマが食べ、食べ残したものは土に返り、植物の養分となるといった食物連鎖が特徴的だということでもあります。また、絶滅危惧種のシマフクロウ、シレットコスミレのほか、オジロワシや、横山先生は分かると思うんですけど、ケイマフリなどの希少な動植物がいます。

人間も漁業で知床の生態系のお世話になっていますけれども、最近は海水温の上昇でサケ、マスがなかなか戻ってきていません。ただ、持続可能な海づくりを目指すということで、サケの人工ふ化放流事業にも力を入れています。ウトロのまちを過ぎて知床へ登って行く途中にある岩尾別川にもふ化場があつて、春先に稚魚を放流すると、しばらく河口近くで育ち、それから海を回遊します。その大きくなって戻ってきたサケを食べるのですから、ヒグマがいるのは当たり前で、私も岩尾別の稚魚放流式で50メートルくらいの近さでヒグマを見ました。ちょうど川を挟んで向こう岸にいたんですけれども、ヒグマも人間なんて怖くないよというような顔をしていたんですけど、私のほうは、ダッシュして来られたらどうしよう、どうやって逃げようかなというふうに考えていました。

ちなみに、知床峠に行かれたことがある方はどれぐらいいらっしゃいますか。

何人か、手を挙げていただいた。ありがとうございます。

毎年、知床横断道路はゴールデンウィークに合わせて5月上旬に開通するんですね。峠というよりも、そこに行くまでの道のりが大変美しいので、ぜひ、皆さん、行ってみてください。

そして、知床五湖には15年前に高架木道が整備されたのですが、湖はもちろん、知床連山もきれいに見えますし、7千ボルトの電気柵がありますのでヒグマは登ってこられません。

ウトロの漁師でサケの定置網漁を行っている大瀬初三郎さんは、今年90歳になる方なんですけれども、テレビにもよく出ているんですけれども、番屋にヒグマが近づいてきたとき、こらっと声を出すとヒグマが逃げて行くんですね。昔から、知床では人とヒグマがお互いに牽制し合う関係だったということが分かります。しかしながら、近年、身勝手な観光客が近くで見たくて餌づけをしてしまうとか、カメラマンがヒグマを撮りたくて近くに寄ってしまうとか、そういったことによって距離感のバランスが崩れつつあります。

昨年8月の羅臼岳の事件は記憶に新しいですが、男性を襲ったヒグマは、人に近づき過ぎる異常個体として認識されていたようです。人慣れしてしまった熊は、いずれ人に危害を与えたり

危害を加える可能性があったりするので、殺処分されるなど、いずれ悲しい結末を迎えることになってしまうんですね。

羅臼岳の登山道はヒグマのテリトリーであります。道内では、近年、ヒグマによる農業被害も5年連続で増加しています。オホーツクを中心に、デントコーンやビートが被害に遭っています。2024年の全道の農業被害は64億6千900万円ですけれども、そのうち、ヒグマは3億5千400万円の被害ということで、全体の約5.5%ほどだそうです。旭川からは遠い問題のようでもありますけれども、北海道の山はつながっていますし、本来であれば、もっとヒグマが出没してもおかしくないのではないかなというふうにも思っています。

さて、令和3年には市内中心部の河川敷でヒグマが出死しましたが、幸運があったとはいえ、これまで人的被害は出ていないこと、被害は出ませんでしたね。幸運にも被害が出ていないこと、そして、そのために、草刈り、電気柵設置、そしてパトロール、旭川市ヒグマ対策基本方針の策定など、これまで取組に御尽力いただいている環境部の皆様、そして関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

代表質問では、旭川のヒグマ施策はビヨンドしているのではないかというように話をしましたけれども、4款1項3目の鳥獣対策費について、分科会ではもう少し詳しく新年度の事業内容について聞いてまいります。

昨日の石川厚子委員の質疑にもお答えがありましたけれども、鳥獣対策費は、令和8年度の予算額が2千469万2千円でありまして、ヒグマ対策関係が2千417万7千円、カラス対策関係が51万5千円ということでありました。

まず、今年度の春期管理捕獲について、昨年の第4回定例会で補正予算を計上していますけれども、実施状況についてお聞かせください。

○後藤環境部環境総務課長 今年度の春期管理捕獲は3月11日から開始したところでありまして、現在、実施中でございます。

昨年度までは、事前に日にちを決め、ヒグマがいると思われる山林に入り、痕跡の搜索などを行いましたが、捕獲にまでは至っておりませんでした。そのため、今年度は、まずスノーモービルを用いて残雪に残るヒグマの足跡の探索を行い、ヒグマの足跡が発見された場合に巻き狩りを行っていく予定であります。

○えびな委員 春期管理捕獲の目的は、人里周辺で生息または繁殖するヒグマを減らし、人への警戒心の植付けにより出沒を抑制すること、また、ヒグマ出沒時に対応する猟友会の若い人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることだったというふうに理解をしております。ゾーニングの観点からも、これからのヒグマ対策に重要な取組であるというふうに考えております。

イヨマンテというアイヌの儀式を耳にしたことがある人もいると思います。アイヌの人たちは、山から毛皮や肉などの恵みをもたらすカムイであるヒグマ、キムンカムイですね、ヒグマを送る習慣があったそうです。アイヌの人たちの春熊祭は、ちょうど今時期の3月、越冬用の穴を見つけたら入り口に棒を立てて出られないようにする。ヒグマは引く力が強いみたいなので、なかなか押せないで、棒を立てて横の木に縛るみたいにして、そして、出られないようにして母熊を仕留めて、子どもを神の化身として、集落で2年ほど飼ってから儀式を行ったそうです。

旭川市議会議場の委員会室側の壁、ちょうど出て議場に入るところ、左側のほうに、平子聖龍と

言うんですか、「キヨイ」に「リュウ」で聖龍作の絵のアイヌの熊祭りというものがかかっていますけども、これは、まさにイヨマンテを描いたものかというふうに思います。

昔から、アイヌの人たちは、こういった儀式を通じて集落近くのヒグマの数を結果的に管理していたのかもしれない。

さて、今年度の春期管理捕獲については、北海道の補助金の補助率が上がり、市の負担が軽減されるようになりましたが、次年度の春期管理捕獲への補助金についてはどのようなになっていますでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 新年度の北海道のヒグマ対策事業補助金のうち、春期管理捕獲関連経費に対する補助率は、北海道からは今年度と同様に補助率6分の5となる見込みであると聞いております。

○えびな委員 春期管理捕獲の関連経費に対する補助率が上がって、事業も行いやすくなっているかと思います。

今年度の春期管理捕獲は今まさに実施中とのことでありますけれども、新年度の春期管理捕獲はどのような内容を想定しているのか、お聞かせください。

○後藤環境部環境総務課長 新年度の春期管理捕獲の予算は、今年度と同様の内容で実施することを想定し、今年度の補正予算に計上した費用と同額を計上しているところであります。

しかし、先ほど答弁しましたとおり、今年度の春期管理捕獲は、昨年までとは異なる方法で現在実施していることから、その効果につきましてはまだ分からないという状況でございます。そのため、新年度の具体的な実施内容につきましては、今年度の春期管理捕獲が終了した後、その内容について検証を行った上で、さらに効果的な取組となるよう、猟友会と協議を行いながら決定してまいります。

○えびな委員 まだ始まったばかりということで、ヒグマに出くわすかどうか分かりませんが、そこから学びを得ながら、今年度の効果検証をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次に、緊急銃猟について聞いてまいります。

今年度から制度が開始された緊急銃猟ですけれども、市ではこれまで緊急銃猟に関してどのような取組を行ってきたのか、お示してください。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟につきましては、昨年7月に環境省からガイドラインが示されて以降、本市としましては実施体制の整備に努めてまいりました。具体的に取り組んできた内容としましては、緊急銃猟実施の際に確認すべきことをまとめたフローチャートを整理したほか、猟友会や警察、上川総合振興局の協力の下、緊急銃猟の実施を想定した実地訓練を神楽岡公園で行ったところでございます。

○えびな委員 緊急銃猟は、まだ運用が始まったばかりで、なかなかすぐに体制を整えるのは難しいと思います。

しかし、ヒグマは体制が整備されるまで待つてくれるわけではありません。万が一の事態に備え、緊急銃猟が実施できる体制整備は急務であると思いますけれども、新年度はどのような取組を行っていくのか、お聞かせください。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟につきましては、より安全に実施するために、ガイドライン

の中で確保に努めることとされている備品などの購入を進めていく予定であります。新年度は、盾やヘルメット、熊撃退スプレーのほか、現地での連絡調整に使用するためのデジタル簡易無線機、緊急銃猟の様子を撮影して記録するためのウェアラブルカメラを購入する予定であります。また、今年度に引き続きまして緊急銃猟を想定した実地訓練を行うほか、ヒグマ捕獲従事者を対象にした射撃訓練などを実施する予定であります。

○えびな委員 ヒグマによる人身事故の4割は狩猟、駆除中だという道の調べもありますので、従事者や市民の安全を第一に準備を進めていただければというふうに思います。

さて、代表質問では、新年度、シンポジウムを実施するという答弁もありましたが、どのような内容を考えているのか、お示してください。

○後藤環境部環境総務課長 シンポジウムにつきましては、学識経験者や捕獲従事者などをパネリストに迎え、ヒグマに関する正しい知識、情報等を市民の方々に知ってもらう機会とすることを目的に実施することを考えておりまして、ヒグマの出没が落ち着く時期、例年ですと2月ぐらいを今想定しておりますが、それぐらいの時期の実施を考えているところでございます。

具体的な内容につきましては、今後、専門家からの意見なども聞き、さらに動物園とも連携しながら検討してまいります。

○えびな委員 普及啓発は大変重要な取組であります。旭山動物園くらの環境保全フォーラムやヒグマトークでは、中田副園長ともお会いしましたね。あとは大雪山国立公園フォーラムなど、市内各所でもフォーラムが行われています。こういったところで現場の話を聞くことで、ふだん触れることのない最近のヒグマの姿が浮かび上がってきます。例えば、人を恐れない熊が増えてきているとか、あと、昔は鉄砲の音に驚いて逃げていたけれども、鉄砲の音でエゾシカが撃たれて、エゾシカの死体が引きずれないところにあって放置されるみたいで、それを餌の在りかだと、鉄砲の音が、エゾシカがもしかしたらあるかもしれないという音に変わっているというような話も聞いたことがあります。

こういった普及啓発はすごい大事だと思いますけれども、シンポジウム以外にどのような取組をしていくのか、お聞かせください。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマ対策につきましては、市民にヒグマに関する正しい知識を持ってもらうということが重要であるため、普及啓発は重要な取組であると考えております。そのため、これまでも小学校や町内会などにおいてセミナーなどを実施しておりますが、新年度は、その回数を増やし、市民がヒグマに関する正しい知識を得ることができる機会を増やしていく予定であります。

○えびな委員 小学校、町内会のセミナーなどの回数を増やしていきたいとのことでした。

最近旭川市でもSNSでの発信をしていますので、注意喚起のショート動画等も有効だと思います。除雪マナーを啓発するかん爺、あとむさんの声で、今年の冬、やっていたと思うんですけど、それは大変人気があったと思うので、もし何か、そういったショート動画などでも発信していけたらいいのかなというふうに思います。

新年度は予算額も増額し、春期管理捕獲や緊急銃猟の実施に向けた体制整備に取り組んでいくことが確認できました。

最後になりますが、新年度のヒグマ対策に向けての意気込みをお伺いしたいと思います。

○太田環境部長 ヒグマ対策について、様々、御質疑をいただいたわけですが、今年度はヒグマの出没件数が現時点では91件ということでございまして、過去最多でありました令和3年度の92件とほぼ同数ということでございまして、さらには、住宅への出没が確認されたということもあって、やはり、全国的な傾向と同様に、本市でもヒグマに対する緊張感が高まっております、市民の安全、安心の確保に向けたヒグマ対策というのは、より重要かつ喫緊の課題となっているものと強く感じているところでもございます。

これまで、本市では、幸いにしてヒグマによる人的被害は発生してございませんが、これからも人的被害が生じることのないよう、体制の強化を図りながら取組を進めていくといったことが重要でございますし、新年度につきましては、北海道のヒグマ対策補助金が増額になったということもございまして、当初予算のほうも増額とさせていただいたところでございます。

これまでの答弁にもありましたように、新年度におきましては、春期管理捕獲や緊急銃猟の体制整備についてさらなる充実を図りながら当然実施していくということでございまして、加えまして、やはり、市民の方の不安を軽減するためには、ヒグマを正しく理解するといったことも重要でございますので、普及啓発といったものにも力を入れてまいります。

さらに、機構改革に伴いまして庁内組織の強化といったものも図りながら、これからも市民の安全、安心を最優先に考え、猟友会や警察、専門家などとの連携を密にし、ヒグマ対策のほうをしっかりと進めてまいります。

○えびな委員 部長の答弁で、これまでも人的被害が出なかったということで、本当に大変な努力をしてきたというふうに思います。環境部の皆様には、本当に感謝をしております。

春期管理捕獲などの体制強化、そして、ヒグマに対する知識の普及啓発、また関係団体との連携やハンターの育成など、引き続き市民の安心、安全を守るため、どうぞよろしくお願いいたします。

普及啓発で言いますと、3月22日、日曜日に旭山動物園くらぶ主催で「旭山動物園から目指す未来」をテーマにフォーラムが行われます。第3部では、「ヒトとクマが暮らす環境保全 クマ対策問題を専門家から聞く」と題して、元旭山動物園園長の坂東さん、絵本作家のあべ弘士さん、もりねっとの山本牧さんなどが登壇するというところであります。入場無料ですが、来場者全員にプレゼントもあるということで、ぜひ、お誘い合わせの上、皆で行って、見ていただくのもいいかというふうに思います。

こういった各団体がヒグマに関心を持ってイベントをしていただくのは本当にいいことかと思えます。新年度もヒグマによる事故が起こらないよう、市役所と市議会はビヨンドはするけど、ヒグマはちょっとビヨンドしていただかないように御祈念申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後1時58分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 本日は、3月13日金曜日、13日の金曜日で不吉だななんて言う人はもうこの中にはいないのかもしれませんが、実は、今日は、旭川市内は各中学校で卒業式が行われていると

思います。私も退職してもう10年になりますけども、今でもやっぱり思い出します。

卒業式ネタでまず始めたいと思いますけども、皆さん、中学校で卒業証書をもっていると思うんですけども、あれを筒から出して見たことはありますか。なかなか見ないんですけども、あの卒業証書は、ほとんど印刷されているんですけど、実は、直筆で書かなきゃならない部分があるんですよ。それは、生徒の氏名と生年月日と、それから卒業生の卒業台帳に載せるナンバーがあるんですよ。あそこだけは手書きにしなければならぬですね。

私は、ひょんなことから、そんなに字はうまくないんですけども、先輩の教師から、ちょっと卒業証書を書いてくれないかと頼まれたことがありまして、一番思い出に残っているのが、愛宕中学校が開校当時のときの、第1期生の卒業証書第1号の1という字を書くときのあの緊張感を今でも夢に見るぐらい思い出します。あの広い幅のところに1と思いつきなかなか書けなくて、3回ほどやり直したことがあります。そんなことが卒業式の思い出です。

今日、旅立つ卒業生たちが、卒業証書を、そのときは見ると思うんで、もらうときは見ていると思うんですけども、そのまま見ることはないと思いますけれども、ぜひ、今、卒業する子どもたちが将来にわたって旭川でやっぱり活躍をしてもらって、本当に旭川が住みよいまちに、その子どもたちが大人になるときにそういうまちになってほしいなというふうな思いをいつも思っております。

ネタはそこまでにしまして、本題に入りたいと思います。

本日は、環境部のほうにまず最初に話をしたいと思うんですけども、環境部の話をするとき、まず、ちょっと世界情勢に関わることもあるので、世界情勢にちょっと目を向けてみたいと思います。

まず、2月の28日にアメリカとイスラエルがイランを攻撃したということは、もちろんテレビでも今言われております。たくさんの犠牲者の方が出て、非常に残念に思います。

私は、どんな理由があっても、人が人を殺すということについては、これはよくないことだと思っています。非常に心が痛みます。

それと同時に、中東での出来事ということで、自らの経験を思い出します。中東にいる日本人の方が、今回は政府のチャーター機で800人以上の人がもう既に日本に戻ってきていると。私自身は、1990年にイラクの侵攻で捕まったときには、政府のチャーター機もなければ専用機もない、日本との連絡もない、中東の映像も映らない。あれから36年、こんなに世界が変わっていくとは思っていませんでした。きっと、テレビを見ていて、日本に戻ってきた方々は、涙を流している方もいらっしゃると思いますが、本当にほっとしているのではないかなと思います。それだけ、自分の近くで砲弾が鳴ったり、光が見えたり、銃弾の音が聞こえるということは、人間の恐怖に、これはもう、つながることなので、本当にしばらくは寝られない日が続くんじゃないかなと思っています。

その中東の紛争というか、今回の件ですぐにやっぱり影響を受けるのは、資源のない日本だと思います。ホルムズ海峡の閉鎖に伴って石油が、やはり、もう日本に来なくなっている。先ほどちょっと炉辺談話で知ったんですけども、もう20円もガソリンが上がっているよと、1リットル、なんて話が出ております。そんな資源のない日本にとって、中東の石油というのは死活問題であります。一日も早く解決することを望んでいます。

今日の質疑は、そういうエネルギー関係に関わる問題も関係しますので、本題に入ります。

4款1項3目の次世代自動車充電インフラ整備運用費です。

大変小さな事業ですが、後ほど事業内容を聞いても、小さなことですが、私は非常に興味がありまして、それでこれを取り上げることにいたしました。

旭川市は、2021年10月、ゼロカーボンシティ旭川を宣言し、2050年に二酸化炭素排出量のゼロに向けて取組を進めております。環境部におかれましては、昨年の令和7年11月25日に開催された第2回環境審議会の資料によりますと、地球温暖化政策の推進ということで、令和7年度については、本市のGX・DX産業の集積に向けたゾーニングの検討業務や、気候変動適応法に基づいた熱中症対策として市内各所にクーリングシェルターを指定するなど、様々な地球温暖化政策を推し進めております。

また、新年度、令和8年度に向けては、再生可能エネルギー設備の導入支援や、地球温暖化対策実行計画に関わる事業の推進、植樹業務、クーリングシェルター設置等の取組を継続しながら、省エネ発電設備の適正立地に向けた方向性の整理に取り組む計画、これらなどを計画しているというふうに、その資料で読み取らせていただきました。どの事業も今後に向けて非常に大切な大きな事業であると感じております。

私は、今回、先ほど申し上げたように、小さな次世代自動車充電インフラ整備運用費、これを質問項目に挙げましたけれども、この事業については、この項目の名前を聞いても分かるように、電気自動車の普及に貢献していくものであります。

電気自動車については、様々な理由により、なかなか普及していないというのが現状ではないかなと思っています。何か、北海道は全国で一番普及していないというようなデータもちょっと私は目にしました。

それで、私がちょっと最近得た情報では、2026年、今年度から、何か、自動車会社各社が電気自動車に力を入れるんだということはある情報で読んだんですね。で、期待はしていたんですけども、今日なんですよ、今日の北海道新聞の朝刊に、ホンダがアメリカで電気自動車の開発を中止する、あまりにも売れないためにということで、それで赤字になったという記事が、ちょっと朝刊を走り読みしてきたんで中身はあまり詳しく分かりませんが、そういうことが書かれていました。理由として挙げられるのは、やっぱり、中国が電気自動車については圧倒的に今シェアを伸ばしているとか、その他いろんなことが絡んでいるようですけども、私の情報としては、今、そこまでの情報しかありません。

ですから、2026年になって、電気自動車がどんどんまたコストも下がって、我々もやっと手に入れることができるのかなあなんて、そういう期待もしていたんですけども、なかなかそう簡単にはいかないというのが電気自動車の現状なのかなというふうに思っています。

そんな中で、今回の次世代自動車充電インフラ整備運用費について、まず伺いますけれども、この事業の概要と予算額、内訳をお示しいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 次世代自動車充電インフラ整備運用費の事業概要につきましては、電気自動車の利用環境の充実を図り、運輸部門におけるCO₂排出の抑制や石油依存度の低減を図るため、旭山動物園内に設置しました電気自動車用充電器を運用するものでございます。

令和8年度の予算額は31万3千円であり、その内訳につきましては、サービス利用料が8万円、

充電器ネット回線通信料が8万5千円、充電器電気代が14万8千円となります。

○上野委員 ただいま概要を話していただきましたけれども、先ほど小さな事業ですと言ったら、31万3千円の予算額であるということですが、その目的は、予算額よりもかなり大きな目的であって、電気自動車の利用環境の充実、これを図るということ、それから運輸部門におけるCO₂の排出の抑制、これがやっぱり大きいのかなと。それから、石油依存度の低減を図るため、まさに今置かれているこの状況下の中で、非常に大きな目的を持ってやっている事業かなと思います。

ただ、私も何度もこれまで旭山動物園へ行ったのですが、どこにそれがあるのかというのが全く分からない状況なんですよね。この充電器というのは、動物園内のどこに設置して、何基ほど設置しているのかということ、そして、それらは急速の充電器なのかどうかということについてお示しいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 充電器につきましては、平成26年8月の1日から供用を開始しております。

充電器の設置場所でございますが、動物園の正門前駐車場内に2口設置しておりまして、いずれも普通充電器でございます。

○上野委員 私は、この答弁を聞いてから、動物園の上から写した地図をちょっと見せていただいて、正面の入り口の、本当に道路側から入ったところの角のほうにあるんだということを私は思いました。12年前にこれは設置されていたんだということを知りました。

それでは、12年前になぜ旭山動物園内に充電器を設置することにしたのか、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 設置場所の選定に当たりましては、来場者が多い施設であること、市民だけではなく観光客など広い利用が見込めること、公共交通機関が乏しいなど車での来場者が多いこと、エコである以外に、特段のイメージアップなど相乗効果が見込めること、電源供給や配線等の工事に係るコストが低いことという5つの条件設定から、旭山動物園は、全国的な知名度があり、EVでのクリーンな移動の実現に向けた本市の積極的な姿勢を広くPRできることに加えまして、動物園のイメージアップにもつながること、また、車での来場者が多いことに加えまして、滞在時間の長い施設であるため、比較的安価な普通充電器の設置に向いていることなどから旭山動物園としたところでございます。

○上野委員 5つの大きな理由があって、その下にも理由を書いていますけど、私がちょっと引かれたのは、滞在時間の長い施設というのが、これは、ちょっと、今後に向けてもヒントになるのかなと。やはり、充電だけしに行って、その目的だけでというのは、ガソリンだと10分かそこらで入れ終わってさっさと行けますけども、多分、充電器で充電することになると多くの時間がかかるのかなと。そうすると、何かもう一つほかの目的がないと、なかなか、そこに、旭山動物園まで車の充電に行きましようという方はなかなかいないんじゃないかなという気がしてこれを読んでいたんですよね。やっぱり、動物園に行ったときに、動物園の中を見ている間に自分の車の充電が終われば、それはそれで2つの用を足せるわけですから、納得のいくものなのかなというふうに思っております。

これは、当時の環境部の方々が皆さんで考えながら、そこに設置しようということで設置したことだと思いますので、その考えについては尊重したいと思います。それで、そのときに設置

したときに、設置費用としてはどの程度かかったのか、また、その財源というのはどのようなになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 平成26年度の充電器の設置費用につきましては、税込みで372万6千円であります。その内訳につきましては、充電器本体が1基75万円で計150万円、電気配線が88万2千10円、附帯設備が31万6千171円、工事費などが75万1千819円、消費税が税率8%で27万6千円となっております。また、財源につきましては、次世代自動車充電インフラ整備促進補助金が209万円、自動車メーカー充電インフラ普及支援金が86万4千円、一般財源が77万2千円となっております。

○上野委員 まず、当時1基が75万円ということですから、12年前ですから、今はどのぐらいになっているんでしょうかね。私もここまではちょっと調べていなかったのですが、もうちょっと安くなっているのか、急速充電であればもっともっと高いものになるんだと思います。

それで、財源のところをちょっと確認したいのですけれども、自動車メーカー充電インフラ普及支援金って、86万4千円がありますけれども、この補助団体、この団体というのはどういった団体が主体となってやっているのか、お示しいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 主体につきましては、合同会社日本充電サービスでございます。この会社につきましては、自動車メーカー4社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社が出資、運営しているものでございます。

○上野委員 当時から自動車会社も関連してそういった支援金を出していただいている、補助金というか、支援金を出していただいているということがここでも分かります。自動車会社も力を入れて、そういうインフラ整備については自分たちの利益につながるのだということやっていたという、その当時の事情はよく分かるのかなと思います。

それでは、これだけお金をかけてつくった充電器なんですけれども、実際どれほど利用されているのかという点についてお示しいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 充電器の利用状況につきましては、直近5か年の実績で申し上げますと、令和3年度は利用件数51件、利用時間93時間、令和4年度は、利用件数129件、利用時間286時間、令和5年度は、利用件数110件、利用時間237時間、令和6年度は、利用件数125件、利用時間292時間、令和7年度は、令和8年2月末時点で利用件数48件、利用時間116時間となっております。

○上野委員 ただいま数字を言っていて、私のほうにも資料があるんで、ちょっと見ますと、令和7年度が、48件で、2月末の段階で、116時間と少ないんですよね。これ、理由をちょっと伺いしたら、今年は、何か、バスを利用するお客さんが多かったというような話をちょっと伺っております。理由はそういったことだと。

それから、令和3年度以降も大体2桁ですから、非常に利用頻度としては少ないかなという、私はそんな感じがしています。その理由は一概には言えないんですけれども、先ほど申し上げたように、やっぱり、旭川の電気自動車の登録保有数、これが非常にまだ少ないんじゃないかと。公式に統計資料はないので北海道レベルの話しかできないのですが、北海道レベルで全国で最下位と先ほど言ったんですけど、大体1万人当たりで4.3台とされています、このときにはですね。旭

川市の人口を約32万人として32を掛けてやってみると大体140台ぐらいなのか、このぐらいなのかなと。そのとおりにはならないと思いますが、旭川は雪が多いからもっと少ない。それであれば、やっぱり利用頻度もこの程度になるのかなという感じがしております。

それで、利用頻度が低いということにも関わるのかも分かんないですけども、これ、有料か無料なのか、また、もし有料だとしたら、本市に対して収入というのはあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 充電サービスは、EV自動車の普及を目的とした国内自動車メーカーなどの共同出資により、先ほど申し上げました、設立された事業者との提携契約により有料で運用しており、利用者は、事業者に対し、料金を支払うこととなりますが、事業者からの契約に基づく提携料が市の収入となります。この事業者は国内に多くの充電スポットを有しており、利用者は会員に登録することで同社の充電ネットワークでサービスの提供を受けることもできます。

充電サービスにつきましては、平成26年8月の1日から平成27年4月の28日までを試用期間と位置づけ、無料としておりましたが、平成27年4月29日以降からは有料で実施しており、料金につきましては、会員カード利用者は規約で定められた金額、会員カード非利用者は、利用時間1分から15分までが税込み132円、15分以降につきましては1分当たり税込み8.8円となっております。

また、事業者から市に支払われる提携料につきましては、会員カード利用者の充電に関するものにつきましては利用時間1分当たり税込み2.2円、会員カード非利用者の充電に関するものにつきましては、利用料金の合計から手数料を控除したものとなっており、昨年度の提携料収入額は4万1千877円となっております。

○上野委員 提携の会社との関係でカードを利用しているということもあって、メンバーがどの程度いるのか、台数、電気自動車を持っている方たちは当然メンバーになっているんだと思いますし、メンバーじゃない方々がどのぐらいいるのか、ちょっと数字的にはまだ分からないという感じなので、ただ、収入が若干でも出ているということを確認させていただきました。

ここまで、この充電サービスの概要については十分分かってきたんですけども、ここで、直接、ちょっと聞き方は悪いかもしれませんが、聞かせていただきますけれども、この充電器事業というのが温室効果ガス排出削減の事業というものに寄与しているものなのかどうなのかという、部としてどういうふうなお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 旭山動物園は、市民の皆様が誇りを感じるとともに、国内外から高い評価を得ている施設であります。また、電気自動車用充電器の運用が、市民の皆様や来場者の皆様を含め、多くの方々に認識、共感されることで脱炭素意識の高揚や行動の変革につながり、温室効果ガスの排出削減にも寄与しているものと考えております。

○上野委員 そういう意識を持ちながら継続して12年間、まだこの事業として継続しておられるという、そういう思いは今の御答弁で伝わりました。

今後、先ほど、冒頭に話したように、2026年、今年からまたさらに電気自動車の普及に各自動車メーカーが力を入れるという、ホンダさんは残念なことに今なっていますが、そういう状況で今後ますます増えていくことがあれば、もちろんCO₂の排出にも関わってくるし、大変、今

やっているこの2台が今後シンボリックな要素になっていくということも当然考えられるというふうに感じました。

それじゃ、そういった思いがあるのであれば、今後、市として、民間にはたくさん何かあるように聞いていますけれども、市の公共施設のところにそういった充電器を設置していくという考え方はあるのかどうなのか、お示しいただきたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 現在のところ、動物園以外の公共施設におきまして充電器を設置する予定はございませんが、市内には商業施設や自動車関連施設、ホテル等を中心に既に100を超えるEV充電器が設置されており、今後も整備が進むことが予想されますことから、引き続き、動物園内での充電器の運用を通じました次世代自動車への転換の意識づけを図りながら、民間施設と連携した公共施設の充電器の設置の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○上野委員 今時点ではそういう設置はないけれども、今後に向けての話をされました。

先ほど民間の充電器の話が出ましたが、聞いたところによると、旭川市内に73拠点、143口あるというふうに聞いています。結構な数があるんですけども、なかなか目に触れないと思うんですけども、どこにあるのかというと、大体、商業施設、先ほど私が話したように、充電している間に何かできる場所、商業施設であったり、ホテルであったり、一部、ガソリンスタンドにも置いているところがあって、コンビニにもあるところがあるというんですけども、まだ私は発見できていませんけれども、そういうところもあるそうです。

私が先ほど来言っている、今年から自動車メーカーが本腰を入れるということも含めて、少々期待もしているんですけども、この充電器事業を含む本市の運輸部門における温室効果ガスの排出削減に向け、今後の様々な事業があると思うんですけど、この方向性について見解をお示しいただきたいと思います。

○太田環境部長 御質問にございました今後の事業の方向性ということでございますが、政府は、2035年までにガソリン車の新車販売をゼロにするとの目標を掲げてございまして、委員のお話にもございましたように、国内自動車メーカーでは、2026年以降、新型EVを本格的に市場に投入する予定であるということでございます。また、充電器につきましても、政府は、2030年までにEV充電器の設置を従来の目標の15万口から倍増して30万口とするといった目標を掲げているところでもございます。

一方で、本市の運輸部門における温室効果ガスの排出量といったものは、令和4年度の実績で52万8千トンCO₂ということでございまして、これは市内全体での排出量の約19%を占めているという状況にございまして、国や自動車メーカーなどの動向を注視しながら、市内における充電インフラの整備を促進し、EV車へのシフトを促しながら温室効果ガスの排出抑制を図っていくということが重要であるというふうに認識しているところでもございます。

また、昨年末のガソリン暫定税率廃止によりまして、一旦落ち着いたガソリン代でございしますが、中東情勢の悪化ですとかホルムズ海峡の封鎖ということによりまして、昨日から一気に価格が高騰しているということでございまして、私も、昨日の朝、通勤するときに市内のガソリンスタンドを見たときにリッター185円ということで、いきなり27円ぐらい上がっているということもあって非常に驚いているということもございますし、このまま行ったらリッター200円ぐらいになる

んでないかというようなお話もございますので、供給の再開だとか今後の価格の動きが全く見通せないといった状況の中、やはり、多くの市民の方々も不安を抱えてございますし、そうしたことからいけば、やはり、今後はEVへ乗り換えるという動きも加速していくのではないかなということ が想定されますので、そうした将来的な姿も見据えながら、充電器の整備促進による温室効果ガスの排出削減といったことと併せまして、やはり、化石燃料に頼ることのない、再生可能エネルギーなども活用したエネルギーのサプライチェーンの構築といったことも今後ますます重要となつてまいりますので、やはり、官民全体で連携した循環型社会の形成といったものに向けた総合的な事業展開といったものも検討しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指してまいりたいと考えております。

○上野委員 今のが最後の質問なんですけど、ちょっと話をさせていただきますと、私は、この項目を質問しようと思ったときに、あまりに小さくてちょっと心配だなと思ったんですけど、ちょうどタイムリーにこの件が出てきて、本当にこうやって化石燃料が手に入らないってなったときに、これはもう、何か、今後もうこういったことが起きるたびに、日本はどきどき、びくびくしながら生活しなきゃならないという状況がやっぱり生まれてくるんだと思うんですね。

やはり、政府は、2035年にはガソリン車をなくすという宣言というのも、2035年といったら、あと10年ないですから、その間に具体的にどうやって進めるのかということ、国だけでなく、地方自治体のほうでも、旭川市としても、どういうふうにしてこれを市民に進めていくのか、もちろん、電気自動車に乗ることだけがCO₂を減らすわけじゃないですし、私がこの後にやる公共交通も含めて、いかに今のガソリン車から離れていくかということを考えていかなきゃならない。と言う自分もガソリン車に乗っていて、なかなか電気自動車も買えないで、公共交通もなかなか利用できないでっていう自分がいるので、大きいことは言えないんですけども、やはり、市民に広く広げていく必要、そういう状況があるんだということを、今、何か、大変なことが起きているときだからこそ、こういうことが起きたときに自分たちの生活が困るよということをやっぱり市民に知らせていくべきだなということを感じております。そのことをお伝えして、私のこの項目についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、3款1項3目の高齢者バス料金助成費についてお聞きします。

これにつきましては、私で多分4人目なのかなと思います。もう既に語り尽くされた感があります。これまでの委員の皆様のお話を聞いて、私も大変勉強になりました。これまでの寿バスカードの経緯であるとか、負担率の割合であるとか、それをどういうふうにして決めたのかという経緯についても詳しく質疑がなされまして、私自身も今まで知らなかったことがたくさんありまして、一番最後に質問してよかったなという思いで今おります。

ただ、私の強みは、私だけが、多分、寿バスカードを持っているんじゃないかなと、質疑者の中で、唯一、私が持っているんじゃないかなと思っているんです。それで、重なる質問も当然出てきますけども、視点が違いますので、用意したまま進めさせていただきます。

私は、寿バスカードの難しさというのは、市民の目線、それからバス会社の目線、そして旭川市という目線があって、それが一致していない、これがやっぱり大きな問題なのかなと思っています。

私は今言ったように寿バスカードを持っていますので、市民目線でまず話をさせてもらいますと、70歳になって、昨年初めて寿バスカードを手に入れました。その仕組みを知るまでは、私が払っ

ているお金の、市が負担している部分と、それから、今回値上げた分、これらについては、運転免許証の返納分の負担金と、それで残った分については、全てバス会社に入るものだと思っていたんです。物価も上がったし、バス会社も大変だから仕方ないよなというふうにして思っていました。多分、市民の多くの人はそういうふうに感じているんじゃないかと思います。負担割とか、分からないと思うんですね。

市民目線で言えば、はっきり言って値上げは反対です。それと、後ほどまた説明しますが、距離によっての不公平感、近い距離で料金を払っている人と遠くで払っている人のそういう扶助の違い、これに対する不公平感は当然持っていると思います。

例えば、私の最寄りのバスから駅まで乗車すると片道250円なんです。100円払って乗車すると、変な話ですけど、150円得した形になります。寿バスカード交付時に2千円払っているの、例えば、私が10回乗車しても、150円掛ける10回ですから1千500円分しか、ということは、もうけていないということです。それじゃ、普通どおり払っていたほうがいいじゃないかということになってしまうんです。これは、14回以上乗らないと2千円が戻ってこないという計算になります。それが、今度、3千円になると今度は20回乗らなきゃなくなってくる、4千円払うと27回乗らなきゃなくなってくるというような計算で、そうしたら、そんなにバスに乗るだろうかなと。私のように車と併用している人間にとっては、そんなに乗らないよな、それじゃ、寿バスカードは要らないし、乗りたいとき乗ればいいんだなという感覚になるのがやはり市民感覚ではないかと。

それから、バス料金の高い人、例えば、私の倍の500円で乗車している人は、半分の回数で元が取れるという計算になります。バス料金の高い、遠くから乗車する人には得な制度であると思っています。この辺が、先ほど言った扶助の不公平感につながっているところでもあると思います。遠くから通っている人には大変ありがたい制度ではないかなというふうに、それが市民目線だと思います。

それで、本題に入りますけど、まず、これまで何度も言われていますけども、高齢者バス料金助成費の事業概要について、再度お示しください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成費につきましては、高齢者の積極的な社会参加と健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を援助することを目的として実施しております。70歳以上の高齢者を対象とし、寿バスカードの交付を受けることにより、市内の路線バスに乗降の際、1乗車につき100円、身体障害者等の方は50円で乗車できるものとなっております。令和8年度は、交付時負担金の改定と新たに運転免許証の自主返納された方を対象とした事業の実施を予定しております。

なお、令和8年度の予算額は2億7千87万6千円で、財源内訳は、寿バスカード再交付手数料12万8千円、寿バスカード交付収入7千136万5千円、一般財源1億9千938万3千円となっております。

○上野委員 実は、私は先ほど寿バスカードを持っていると言いましたけども、私は、昨年、股関節の手術をしたので身体障害者手帳を持っています。これを持っていると交付金1千円なんです。それで、1乗車50円です。それで乗ることができます。

今回、バスカード交付時負担金については、本題に戻りますけども、現行の2千円から3千円に

引上げの提案がされていますが、その理由と、その一般財源への影響についても再度お示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 まず、交付時負担金の改定につきましては、現行の利用者負担の考え方にに基づき、利用者の皆様にも一定の御負担をお願いしながら、制度を安定的に継続するための環境を整えていこうとするものであります。

次に、交付時負担金の改定による一般財源への影響についてであります。

令和7年度の決算見込みとの比較でお答えをしますと、交付時負担金の改定により、寿バスカード交付収入が約2千600万円増加し、一般財源も同程度の減少を見込んでおります。

○上野委員 これも何度も今まで答弁にありましたように、2千600万円が入って一般財源が同程度減るということで、私のように、値上げしたことで得た収益は、それはバス会社に全部入るものだったというのは、これは大きな勘違いだったということが今のお話で分かってきました。

そこで、利用者、市、バス会社の割合負担についても再度お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定による利用者、市、バス会社の負担割合について、令和6年度決算と比較をしますと、利用者が約44%から約48%へ、市が約43%から約40%へ、バス会社がいずれも約13%となっております。

○上野委員 ただいまの負担割合を聞きますと、やはり利用者は値上げ分を払っていますし、それから、バス会社は変わらず負担は続いていますし、市は収入が増えたので払う分が少なくなっているということで、簡単に言えば市がちょっと潤ったかなという感じの負担率だというふうに理解しました。

それじゃ、バス会社はどの程度この制度に協力しているのか、お示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業におけるバス会社の御協力につきましては、身体障害者を除く利用料総額の9.1%を負担していただいております。この率は、毎年度、バス会社と協議をし、決定しております。

令和5年度及び令和6年度の実績で申しますと、いずれも約4千万円となっております。

○上野委員 ここからはちょっとバス会社目線で話をさせていただきますけれども、バス会社としては4千万円を支出しているということで、これは、毎年度、負担率については協議しているということですけど、ほとんど変わっていないふうに聞いております。

バス会社目線で考えると、その間、物価も人件費も上がっているし、負担割合を減らしてほしいというのが、これがバス会社の本音じゃないかなと思います。交付負担金の改定により利用者負担は増加し、市の一般財源がその分減少すること、こういったことを考えると、バス会社を取り巻く環境を考えたときにバス会社にも配慮することが必要ではないかなというふうに考えるんですが、見解をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業の実施に当たり、バス会社の御協力をいただくことにより、利用者負担や一般財源による負担を一定程度抑制している状況がございます。本事業は、路線バスの利用促進としての効果も期待できる取組であり、令和8年度から実施を予定している、新たに運転免許証の自主返納された方を対象とする事業も、寿バスカードの交付時負担金の減免という手法で行うこととしており、これにつきましても路線バスの利用促進に資する取組であると考えております。

また、本事業は、市内における主要な公共交通である路線バスを基に実施をしており、事業効果の点からも利便性を確保しながら路線バス網が機能していることが必要でありますことから、引き続き、関係部局と連携して対応してまいりますし、本事業におけるバス会社の御負担の影響等についても意見交換を行い、対応について検討してまいりたいと考えております。

○上野委員 ただいまの答弁の中に路線バスの利用促進にも資する取組があるというふうに言われましたけども、これまでの答弁の中で、値上げをしたときには、促進がというか、利用者が減っているというような答弁もございました。そういったことを考えると、必ずしも今回の値上げが利用促進につながるということは、これ、一概にやっぱり言えないんじゃないかなと私も思っています。

今後の利用者負担の在り方についてはどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定をしております。現在のバス運賃を適用した結果、4千円となりますが、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針では、改定前の1.5倍を上限としていることや、審議会からの、改定に当たっては段階的实施など激変緩和措置を講じられたい旨の答申に対して、より丁寧に対応するため、今回の条例改正案においては3千円への改定のみを規定しております。

今後、利用者数や関係者による負担割合の動向などを把握するためにも、一定期間3千円を継続してまいりたいと考えております。

○上野委員 これも話題になっていることですが、2倍にしなかったことに対する配慮については大変うれしく思っておりますけれども、一定期間という言葉がありますけど、この一定期間というのはどの程度かというのを、ちょっと、昨日までの答弁にもありましたけど、念を押すようで申し訳ないんですけど、再度お答え願いたいのと、それから、どのようになったら4千円にしようと考えているのかという考えがありましたら、それも併せてお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 一定期間の考え方につきましては、具体的な数値でお示しできる状況にはありませんが、今回の交付時負担金の改正による利用者数への影響や、利用者、市、バス会社の負担割合の動向などを把握する上で必要な期間でございます。

また、それらについて整理がなされた後も、その時点での改定額や進め方の検討にも時間を要するものと考えており、さらなる交付時負担金の改定は、それらの内容が調った場合に改めて判断するものと考えております。

○上野委員 それは、内容が調った場合という答弁でございます。はっきりは、いつとはなかなか言えないということだと思います。

それでは、次の質問に行きますけれども、先ほど、距離で運賃の不公平感があるという市民目線でちょっとお話をしましたが、それ以外にも、バス会社の負担率を考えても乗車区間の距離に応じた負担額の増減というのはあってもいいのかなと私は感じるんですけど、それについてはどのようにお考えか、お示ください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 乗車区間の正規料金に応じて利用者負担を設定することにつきましては、利便性の確保やバス乗務員への負担軽減の点からキャッシュレス化に向けた環境整備が必要であるため、それらと併せて検討していくことが必要であると考えております。

○上野委員 今、キャッシュレス化という言葉が出ましたけども、私は何回かし乗っていないん

ですけれども、料金を払ったときに、運転手さんが料金の横のところで、何かこう、チェックするみたいな動きをするんですよ。それ、何やってんのかなと思って、ちょっと詳しい人に聞いたら、乗った場所、整理券がありますね。あれと入れた金額をチェックして、精算は運転手が停車したときにやるみたいなんですよ。それが大変な業務らしいんですよ。これらの仕事も含めて、キャッシュレスになればそういったことが要らなくなると。しかも、誰がどこから乗ったのかも明確になるということで、キャッシュレス決済との連動というのが退職者連合からも言われているそうなんですけれども、今回の免許の自主返納と同時に、そういった寿バスカードのＩＣカード併用というのは検討されたのかどうか、お示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和７年４月に高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方を取りまとめた際に、多様な利用形態に応じた制度運用及び利用者負担の在り方についてのキャッシュレス化に向けた環境整備を主な検討事項の一つとしております。今年度は、当面の対応として、寿バスカード交付時負担金の改定に係る検討及び調整が中心でありましたが、バス会社との意見交換の際などにキャッシュレス化についても話題の一つとしております。

○上野委員 ここまでの質問は、バス会社の目線でちょっと話をさせていただきました。

この次から、また市民の目線に移しまして、昨日の質疑の中でも、バスを使えない地域だと不便な地域の話が出ておりますけれども、バス不便地域への補填として、対象とする移動手段の拡大について、今後、実施後の状況等を検証しながら検討するとの答弁がさきの大綱質疑でもありましたけれども、具体的な行動や考えがあればお示しいただきたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 新年度から実施を予定してございます運転免許証の自主返納者に対する取組についてでございますけれども、これは、高齢者バス料金助成制度を活用することにより、対象者の利便性の確保や、バスの利用促進等の効果が期待できるものと考えてございます。

御質問の対象とする移動手段の拡大等につきましては、今後、実施後の状況等を検証しながら検討してまいります。現時点においては、具体的な考えは持っていないところでございます。

また、高齢者バス料金助成制度は市内路線バスの利用を対象としておりますので、路線バスの動向は、この制度の効果的な運用に影響するものと考えてございます。そのため、他の利用できる移動手段の状況や、利用形態によって異なる影響に対し、現行の制度で対応していくことが可能なのか、あるいは、他にどのような制度が考えられるのかなど、この制度の将来像に向けた検討も進めていく必要があると考えております。

○上野委員 ただいまの答弁を踏まえた上で、ある交通手段であるとか状況に応じてそれは変わっていくんだと思いますけれども、移動機会の公平性ということについてはどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 移動の公平性につきましては、地理的、経済的、身体的な条件にかかわらず、全ての人が日常生活に必要な目的地へ移動できる機会を保障するという考え方であると理解をしております。

○上野委員 現在、北海道の計画の中で、ＡＩデマンド、福祉有償運送、公共ライドシェアという交通空白を埋めるための役割に、物流を加えた北海道型運輸連合の取組が言われております。それ以外に、高齢者、障害者、子どもなどの福祉的観点が必要な人たちに対して、これらを、今の答弁の中にはなかったのですけれども、どのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 少子高齢化の進行と、それに伴う人口減少が継続する中、特に人口減少地域にお住まいの方にとりましては、移動に関する利便性が日常生活における関心事の一つになっているものと思われます。

そのような状況に対して、市内路線バスの利用を基本としている高齢者バス料金助成制度では効果的な対応に限界もありますことから、高齢者福祉施策を推進する立場からも、地域特性に応じた移動手段の取組事例などについて関心を持っていくことが必要であると考えております。

○上野委員 私も、今の質問については、多少、この分科会でふさわしいのかどうなのかというのを考えながらちょっと質問させてもらったんですけども、やっぱり、公共交通というものの全体も考えながら考えていかないと、そこを切り離して福祉の問題だけではなかなか結論は出ない問題なのかなというふうに考えています。

これまでの質疑を通しまして、今、利用者の目線と、バス会社はこういうふうに思っているだろうという、バス会社が想定している目線と、それから、市は市の考えが、今、答弁の中にいただきました。

最初に申し上げたように3つの視点があって、それが、もちろん協議をしながら今回の制度も考えられてきたんだと思いますけれども、なかなか、これが正解、これがいいというところは見られないんでないかなと思います。その件につきまして、最後に、申し訳ありません、予定しておりませんでした。菅野副市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○菅野副市長 寿バスカードと公共交通の関連でございます。

先日から、きっと4回目ぐらいの答弁になるかもしれませんが、まず、寿バスカードについては、やはり、高齢者の皆さんに、社会参加する機会をできるだけ促して、健康でゆとりある生活を送っていただきたいという目的があって進めてございますので、当然、その受益を受ける寿バスカードを使った利用者の方の視点というのは重要だと思いますが、この件に限らず、昨日もお話ししましたけれども、それを支える市の負担という部分でいきますと、本日も質疑がありましたけれども、その財源の主なものが市税収入でございますので、市民全体の視点というのもやはり必要なのかなというふうに私は思っています。そういう意味でいうと、負担の考え方については、一つの目安として50%というのは昨日も説明をさせていただきました。

あわせて、本日の質疑の中で路線の距離に応じたというお話もありましたけれども、実は、今回、いろいろな議論があって提案をさせていただいてはいますけれども、当初、私の意見は、最初、カードの負担金を取らずに、乗車料金の2分の1を負担する制度ではどうだろうかというようなことも実は申し上げたことがありまして、委員が御指摘のとおり、200円の区間も500円の区間も結局100円の負担になりますから、サービスの度合いがそれぞれの利用者によって違うので、その公平性を考えるとそういう考え方もあるし、そうすると子ども料金なので、交通系のカードの利用も可能になるんでないのかなというふうに考えたんですが、そもそも事業の目的が、高齢の皆さんにできるだけ手軽に使っていただいて、バスを利用する機会を増やしていただくという観点から言うと、ちょっと現行の提案した制度のほうがいいのかというふうに考えたところでもございます。

公共交通全体の話になりますと、これも昨日お話ししましたけれども、ある程度の利用者がいるエリアについては、やっぱり、システムとしての公共交通網として、手段として用意が必要だというふうに思いますし、それほど多くない利用者のところについては個々へのサービスをどうするか、

やはりそういう視点も必要なのかなというふうに思いますので、なかなか、それぞれの地域の事情が異なりますから、一つの考え方で全て賄うことはできませんが、やはり、その地域、地域の実情に応じて、移動は生活にどうしても必要なことになりますので、個々に対応できない部分、個々では困難な部分を、やっぱり行政的にある程度の支援をするという考え方を持たざるを得ないのかなと思っていますし、今後、そういう部分について、より検討を進めていかなければならないと考えてございます。

○上野委員 以上で、私のこの項目については終わらせていただきます。

続きまして、3款1項3目の介護人材確保支援費についてお聞きいたします。

いいですか。

○塩尻委員長 いかがいたしましょうか、

午後3時を超えるようでしたら、切りのいいところで休憩を。

○上野委員 今が切りのいいところなんです。

○塩尻委員長 分かりました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時25分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 先ほどは時間をしっかり見ていなくて、大変申し訳ありませんでした。

それでは、ちょっと、てきぱきとやらせていただきます。

3款1項3目の介護人材確保支援費についてお願いいたします。

介護人材確保支援費については、この事業について、なぜ質問を考えたかという、令和7年度当初予算額と令和8年度当初予算額に大きな差額が生じているということで、それについて知りたいということで、お聞きします。

まずは、事業概要についてお示ください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護人材確保支援費につきましては、少子高齢化の進展に伴い、介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれる中、それらの担い手の確保が課題であることから、安定的な人材確保と離職防止に向けた取組を推進することを目的としております。

令和8年度は、元気な高齢者等の参入促進、外国人介護人材の参入促進、訪問介護員の確保、介護の魅力発信に関連した取組を予定しております。予算額は397万3千円で、財源は、特定財源が370万5千円、一般財源26万8千円となっております。

○上野委員 それでは、次に、令和8年度の事業について、事業構築の考え方をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和8年度につきましては、令和9年度からを期間とする第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定作業を本格的に進めることから、同計画への反映を図るため、これまでの取組の評価と次期計画における事業内容の検討も併せて行ってまいります。また、令和6年度及び令和7年度に実施した取組について、これまでの実績や民間事業者による取

組などを踏まえ、元気な高齢者等の参入促進及び訪問介護員の確保に関する取組について、一部見直しなども行っているところであります。

それらの見直しにより、当初予算額で比較をしますと、令和7年度1千314万5千円に対し、令和8年度397万3千円となっております。

○上野委員 ただいまの答弁の最後の部分で令和7年度との比較が出ておりますけれども、約90万円近いお金が減額になっている、それで、これの理由としては、上に一部見直しっていう言葉が書かれておりますが、この一部見直しについて詳しくちょっと聞きたいと思います。

まず、元気な高齢者の参入促進に関する見直し、これについてお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 元気な高齢者等の参入促進につきましては、介護助手導入推進事業として事業所向けセミナーやシニア向け説明会及び相談会を実施しておりますが、令和7年度の実績で申しますと、参加者数や雇用につながった人数のいずれも令和6年度と比較して減少しております。そのため、シニア向け説明会及び相談会の開催に代えて、全国の先進事例の紹介と意見交換を内容とする事業所向けセミナーの開催を行うほか、令和6年度及び令和7年度の事業において、雇用につながった方に対する状況把握を予定しております。

○上野委員 ただいまの答弁で、令和6年度、7年度は説明会及び相談会という形で行われていて、令和8年度については、今年度については事業所向けということで、対象者が変わっていくっていう感じがするんです。大きく変わっている感じがするんですけども、それはなぜなのか、お示してください、詳しく。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度及び令和7年度は、介護助手導入に向けて、受け入れる側の事業所向けのセミナーを開催し、関心をお寄せいただいた事業所に参加いただきながら、実際に働いてみたい住民の方々にお集まりをいただき、説明会及び相談会を実施いたしました。

特に、事業所向けセミナーについて、令和6年度は3回実施し、延べ40事業所の参加があったものが、令和7年度は8回実施し、延べ8事業所の参加にとどまっております。そのため、令和8年度は、まず、事業所向けの取組を中心に行おうとするものであります。

○上野委員 事業が不調に終わったということの理由だと思うんですけども、なぜ不調に終わったかということについては、やはり、きちっと検証すべきじゃないかなというふうに意見を申し上げます。

それでは、同じく、訪問介護員の確保に関する見直しの内容についてもお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 訪問介護員の確保につきましては、令和6年度及び令和7年度に委託で初任者研修を開催しておりましたが、この間、民間事業者による研修等も行われておりますことから、本市の事業における参加者が令和6年度19人、令和7年度10人と減少しております。そのため、初任者研修の開催は令和7年度をもって終了し、令和8年度は研修受講費用の補助のみとしております。

なお、訪問介護員につきましては、市内の各事業所において不足感が特に大きい職種でありますことから、令和7年度と同様、訪問介護事業所の意向等も確認しながら、国の補正予算を活用した事業も検討してまいります。

○上野委員 この訪問介護員というのは、住宅などに訪問して介護する職員だと思うんですけども、これにつきましても、やっぱり、不調に終わったからという理由で、今度は研修会を開くんじ

やなくて、民間の研修会なんかに行く人に受講料の補助という形で出していきたいということなんです。

私は、やっぱり、行政が中心となってそういう研修会っていうのをやるっていう、人数が多い、少ないじゃなくて、やる意義っていうのは当然あると思うので、今回については新たな取組ということでやってもいいんですけれども、さらに研修をして、再度、そのほうがやっぱりいいということになれば、また元に戻す覚悟もあってやっていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に、外国人介護人材の参入促進、これについては大きな見直しはないようですが、関連して聞きますが、市内の事業所における外国人労働者の普及状況というのは、前のときにも、ちょっと、私、お聞きしたんですけれども、再度、お示ししたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和9年度からを期間とする第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定と介護人材確保に係る取組の基礎資料とするため、昨年8月から9月にかけて、市内の介護事業所及び有料老人ホーム等を対象として、利用者や職員等の状況を調査項目とする旭川市介護サービス事業所等実態調査を実施しております。

その調査結果を基にお答えをいたします。

外国人労働者がいると回答した事業所の割合は、令和4年度調査の5.1%に対し、令和7年度調査では9.6%となっております。特に、入所系の介護事業所では、令和4年度調査の14.3%に対し、令和7年度調査では37%となっており、この間、特に割合が増加しております。

○上野委員 これについては、僅かながらも増えているっていう実態と、それから、入所系の介護事業所については、これはもう、大幅に増えているという数字が出ています。訪問介護員だと一対一になる場面が多かったり、やっぱり、言葉が通じないと大変ですけど、入所系だと、周りにスタッフがいるので、そういったもののちょっとストレスがないのかなというふうに感じます。そういったことで、増えていくのかなと思っています。

次に、そういったことで、外国人労働者を雇用している介護事業所における、そういった外国人を使っていることに対する評価というのが、もし把握しているものがあればお示ししたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 旭川市介護サービス事業所等実態調査において、外国人材の雇用後の変化についての調査項目がございますので、その結果を基にお答えをいたします。

その他を含めて、7つの選択肢の中から該当する項目を複数選択していただく内容となっており、選択者の割合が高い順に申しますと、人材不足が解消、軽減されたが79.2%、異文化理解が深まった、多様性が促進されたが58.5%、国籍を問わず優秀な人材の確保ができたが56.6%などとなっております。また、その他として、雇用している3人のうち2人が離職をしているため、もう少し人数を増やしていかなければ変化は現れないと感じているとの御意見もあったところでございます。

○上野委員 アンケートの取り方にもよるとは思うんですけれども、おおむねよい評価で、一番、私が見て、これはと思ったのは、やっぱり、国籍を問わず優秀な人材の確保ができたというのが、これは、あまり今まで出てこなかったところなんですけれども、やはり、そういう、何ていうか、優秀なっていう言葉にはいろいろあると思うんですけれども、人間的にもやっぱり信頼できるとい

う部分も含めて、そういうふうに使われている方が多くなってきたということは、少し受入れ側にも心の余裕が出てきたのかなというふうに私は感じております。

それでは、施設によってはまだまだ外国人を雇用していないところも多いかと思うんですけれども、外国人を雇用している介護施設と雇用していない事業所、これらを比較して何か特徴的なものがあればお示しをいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 旭川市介護サービス事業所等実態調査において、既に外国人労働者がおられる事業所を対象として今後の雇用に係る調査項目がありますので、その結果を基にお答えをいたします。

雇用する予定があるを選択した事業所が34%、雇用を検討しているを選択した事業所が28.3%などとなっており、外国人労働者がおられない事業所を含めた全体の事業所を対象とした調査結果では、雇用する予定があるが4.3%、雇用を検討しているが14.6%となっていることから、既に外国人労働者がおられる事業所において、さらに外国人労働者の雇用に関する関心が高いことがうかがわれるものと考えております。

○上野委員 私は、かねてから、労働人口が減っていくことを懸念して、やはり、外国人と共生するっていう社会に目を向けていかないと、なかなか、それは、国内だけの人の取り合いをしていますが、ここは満たされてもほかは足りないというようなことが、そういう悪循環になっていくんじゃないかと思っています。

そして、今回、今のお話を聞いて、雇ったことのある事業所がいい評価をしているというのは、やっぱり、それは、私、信頼できる場所だと思うんですね。まあ、人ですから、全ての人がいいわけじゃなくて、中にはやっぱりよくないと思っている方も、外国人の中にもいらっしゃるし、当然、日本人の中にもいるわけですが、雇った方々が、経験上、それらを受け入れてよかったという評価がだんだん増えてきているというのは、私は、旭川市の労働人口を埋める上では大変重要な調査だったのかなというふうに思っております。

それで、今後のこの外国人介護人材の参入促進の取組について、事業展開の方向性について、市としてどのように考えているのか、お答えいただいて、私の質疑は終わりたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれる中、それらの担い手の確保に向けた取組の一つとして、この外国人材に関する取組を引き続き進めていくことが必要であると考えております。

外国人介護人材の参入促進につきましては、令和6年度及び令和7年度、市内の事業者を対象として、外国人雇用実績のある事業者の事例紹介や事業所間での情報交換を内容とするセミナーを実施しており、旭川市介護サービス事業所等実態調査の結果からも、既に受け入れている事業所による事例紹介は参入促進に向けて効果が期待できるものと考えてございまして、今後もこのような機会の充実に取り組んでまいります。

また、外国人を受け入れる事業所が出身国の日常の生活環境についての理解を深めるきっかけとなるよう、随時、特定のテーマを設定し、関係部局とも連携して、介護事業所向けのセミナーなども実施してまいります。

介護人材の確保につきましては、人口減少や少子高齢化が進展する中、介護サービスを安定的に供給するための重要な課題の一つであると認識しておりますので、引き続き、外国人介護人材の参

入促進をはじめ、多様な人材の参入の可能性も検討し、しっかり取り組んでまいります。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時42分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○菅原委員 それでは、早速、質疑に入らせていただきます。

もう皆さんお疲れだと思いますので、実は、さくさくとやって、さっさと終わらせようと思っていたんですが、それは駄目だと言われましたので、マイペースに戻したい、そんなふうに思っております。余計なことも付け加えるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

初めに、3款1項1目であります民生委員児童委員ICT活用推進費であります。

世の中、ICTと言われるけれども、AIが非常にメインになってきてまして、昔と随分違ってきたなという思いがあります。というのは、私は、サラリーマンの頃、昭和58年ぐらいだと思ったんですが、建築のすごい不況のときがありまして、もう社員がばたばたと首を切られて、私は残ったんですけれども、その当時、ようやくワープロっていうのが出てきたんですね。で、ディスプレイが緑色で、非常に見づらくて、目が痛いなあとあって、でも、使ってみようと思って、その頃、ワープロっていうのを初めて使ってみました。

それから、どんどん、どんどん、いろんないいものが出てきてまして、今の世の中につながってくるんですけれども、それで、同時に、ファクスも出てきたんですね。ファクスも、これ、便利だなあとあって、役所にファクスでいろんな書類を送ったときに、判こが黒くなりますよね。だけど、赤じゃなきゃ駄目だと言われて、ファクスも、当時、中途半端に使えなかったって、そんなような世の中だったんですね。

僕が、多分、30歳前のときだったと思いますけど、そのときを思うと、本当、世の中って、随分変わってきたなあ、そんなふうに思っております。

それで、話は戻りますが、民生委員・児童委員ということがあります。この民生委員について、ちょっと尋ねてまいりたいと思っております。

旭川市内、もちろん、民生委員の方、たくさんいらっしゃると思います。若い方からお年の方までいらっしゃるわけでありまして。よく耳にするのは、民生委員のお仕事、結構、大変で御苦労されているというお話も聞く、そういった中で、AI化、ICT化をしていった、そして、この事業は令和5年から始まったということでもあります。

高齢化が進んで高齢者が増える、でも、一方、民生委員の方も高齢者が増えていく、そんなような、今、世の中になっているのかなあとあります。でも、その民生委員の方のお仕事を、やっぱり、よりよい形で成果が出るような、あるいは、もっと簡単に処理できるような、そういった形のものを、多分、市のほうでは考えていたのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

そうも言いながら、民生委員の方の中には、今お話ししたとおり、お年寄りの方もいる、それから、パソコンだとかタブレットだとか、そういったことが苦手な方もたくさんいて、いや、今までどおりやらせてくれよと言う方もいらっしゃると思うんですよね。

そんな中で、私も分からないことが随分ありますが、質問の中で一つ一つひもといていきたい、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、あえてお聞きしますが、まず初めに、民生委員児童委員 I C T活用推進費の概要についてお示ししていただきたいと思います。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 民生委員児童委員 I C T活用推進費につきましては、住民の身近な相談役である民生委員の担い手の確保や持続可能な活動への支援を目的として、令和5年度から、I C Tを活用した業務支援システムを開発し、タブレット端末やパソコン等により、活動の効率化や事務処理を含めた業務負担の軽減、委員間の連絡やノウハウの共有等を図るものです。

令和8年度の予算額は、歳出では、委託料として業務支援システムの保守管理の639万1千円、利用者の拡大を図るため、新たにスマートフォンからのアクセスや操作性向上を図るシステムの改修費用として638万9千円、役務費として民生委員に貸与するタブレットの通信費の115万2千円、そして、歳入では、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金25万円、重層的支援体制整備事業交付金319万5千円、そして、基金からの繰入金として企業版ふるさと納税基金繰入金200万円と社会福祉事業基金繰入金848万7千円、歳入歳出とも合計1千393万2千円を計上しております。

○菅原委員 トータル1千393万2千円の中身については、システムの保守管理であったり、改修費であったり、あるいは、タブレットの通信料であったりということは分かりました。ということは、かなり I C T化を進めているんだな、そういった流れがあるんだなということが分かりました。

で、この事業については、令和5年から始まったということであります。令和5年度からこれまでの事業経過があると思いますが、その事業経過についてはどのようなになっているのか、伺いたいと思います。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 令和5年度では、民生委員の事務作業の効率化と委員間の情報共有等を図るための業務支援ポータルサイトを、2つのモデル地区で、御協力いただきながら開発いたしました。令和6年度は、A I 技術を活用した市の福祉制度や民生委員の活動上の疑問に対して回答するF A Qシステムを開発し、令和7年度では、モデル地区以外の委員へ操作研修を行うなど、利用拡大に取り組んできたところでございます。

○菅原委員 令和5年度、6年度、7年度、それぞれしっかり事業の組立てをしてきたということが分かりました。

で、次の質問ですが、令和5年度の事業開始から令和7年度ということで3年が経過したわけですが、その間、3年間でいろんな課題も見えてきたものと思います。

その課題はどのような課題か、起こったそのことについて御説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木福祉保険部次長 3年を経過しての課題というお尋ねですけれども、やはり、民生委員の利用者数がどのように増加をしていくかというところが大きな課題であるというふうに認識しております。

その一方で、先ほど委員さんからもお話がございましたけども、やはり、高齢の委員の方の中には、パソコンですとかタブレット端末などの情報端末に対する苦手意識があるという方も一定数い

らっしゃいますし、長年経験されているベテランの方につきましては、経験ですとかノウハウをお持ちですので、市が開発した活動支援システムに頼らなくても活動に支障がないというようなこともございますので、そういった方には、無理強いをすることなく、柔軟な対応も必要というふうに考えております。

また、利用に必要な端末の確保も課題というふうに認識しておりまして、当初、高齢の方には大きめの画面が適切と考え、市が購入いたしましたタブレットを民生委員の方に貸与していくことを想定して事業を進めてきておりましたが、民生委員の定数783人全ての委員さんにタブレットを確保していくということは、相当の期間ですとか、費用もかなりかかるということが課題というふうに認識しておりまして、このため、昨年12月の全国一斉改選の後に委員さんにアンケート調査を実施いたしました。その結果では、約90%の方がスマホ等の通信端末を持っている、使っているということでありまして、また、約80%の方がインターネットの利用頻度が比較的高いということ把握いたしましたので、各委員さんの理解を得ながら、それぞれのスマホやパソコンでの利用を進めていって、利用者数の増加を図っていききたいというふうに考えているところです。

○菅原委員 今、課題についてお伺いしたところでありますが、ちょっと数えてみると、大体6つぐらいに分かれるのかなあと考えています。で、この6つの課題を早く解決すること、そのことがこの事業を成功に導くキーポイントになるんだろうな、そんなふうに思っております。

今、説明を受けたばかりであります。民生委員の利用者数の増加をどうするんだとか、情報機器に対する苦手意識があるということとか、それから、民生委員の方、783名でしたか、いらっしゃるんですね。で、タブレットを全ての方に持っていただくことは、なかなか、やっぱり困難ありますし、費用もかかるということ、あるいは、90%の方がスマホ等の通信端末を所持している、また、80%の方がインターネットの利用頻度が比較的高いということが挙げられておりました。このほかにも細かいことがいろいろあるんでしょうけど、こういった課題を克服していく、このことが、やはり、この事業を進めるキーポイントになるのではないかと思いますので、その辺のところ、精査していただければと思っております。

次に、令和7年12月でありましたが、民生委員の全国一斉改選があったと承知しております。このことによって、これらの委員にどのような形で周知したのでしょうか。

それと、システムに対する新任委員からの評価や、活用状況などはどのようなものであったかについて伺ってまいります。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 令和7年度の一斉改選に向けた市民周知の取組の中で、民生委員の活動や本システムの紹介記事をこうほう旭川市民5月号に掲載したほか、動画を制作し、 유튜브でも視聴できるようにいたしました。また、一斉改選後には、新任の民生委員を対象として2月5日と7日に初任者研修会を開催し、委員活動の概要や活動記録の報告方法などのほか、実際に御自分のスマホを使用して操作方法の説明を行ったところでございます。新任研修後のアンケートでは、64.5%の方から今後の活動に参考になったという回答を得ていることや、研修後、約1か月間のFAQシステムへの質問件数が375件となっており、有用性を感じていただけたものと認識しております。

また、継続して再任された委員の皆様には、3月16日に研修会を開催し、具体的な操作方法の説明をする予定でございます。

○菅原委員 こうほう旭川市民であったり、ユーチューブであったり、それから、初任者研修会を開催したり、それから、研修会などを開催し、精力的にそういった広報活動をやっていたということとであります。細かなこととありますが、大事なことでありますので、引き続き、研修等も含めて実施していただいて、周知していただければ、そんなふうに思います。

それから、新年度を迎えるわけですが、令和8年度のシステム改修の内容及び利用者拡大の見通しなどについてはどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○鈴木福祉保険部次長 令和8年度のシステム改修の内容についてでございます。

まず、1つ目といたしまして、民生委員が所有するスマホから円滑に操作できるよう、これまで、タブレットだとかノートパソコンは、どちらかというと横置きレイアウト画面に使いやすく特化していたものを、スマホ用に縦置きレイアウト画面に一部カスタマイズするほか、2つ目といたしまして、実際に使用した委員からの要望を踏まえまして、業務支援ポータルサイトの機能のうち、委員間の連絡ですとか通知機能と、あと、掲載資料の検索機能を強化いたしまして、活動実績に即した実用性や利便性を向上していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、利用拡大の見通しについてでございますけれども、令和6年度にシステムを利用した約77%の方から、民生委員の活動に役に立つというような感想をいただいております。今後、使い慣れたスマホ等で見やすく、そして、使いやすく改善されることによりまして、さらに、より多くの方に利用していただけるものというふうに期待をしているところでございます。

また、今後、3年ごとの一斉改選におきましては、新たに委員になられる方もいらっしゃると思いますし、その方の多くについてはスマホを使い慣れた世代であると思われるので、そういった方には抵抗感なく利用いただけるものというふうに考えております。

○菅原委員 いろんな考え方、理解いたしました。

最近、最近なのかどうかあれですけど、町内会の単位といたしますかね、何か、崩れぎみであるという話、よく聞きます。昔のような、子ども会があつて、そういったこともなくなってきた、町内会に入る世帯もだんだん少なくなってきた、で、町内会自体が縮小してなくなっているという中であつて、民生委員の方の立ち位置っていうのかな、存在感っていうのがやっぱり非常に大きなものであると思いますし、もっと言えば、地域を支えている、そんな存在であると思っているところでございます。

そうも言いながら、民生委員になっていただける方もなかなか難しいという話も聞いております。

そこで、質問に参りますが、本事業では、今お話ししたとおりであります。民生委員の担い手の確保であるとか、持続可能な活動の支援を目的としているということとありますが、本市における民生委員の就任状況はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 民生委員の就任状況について、過去3回の一斉改選時の本市と全国の比較の推移を申し上げますと、定数に対する充足率は、令和元年では、本市の99%に対して全国は95.2%、令和4年では、本市の95.3%に対して全国は93.7%、そして、今回の令和7年では、本市の92.6%に対して全国は91.7%と、全国平均を上回っておりますが、本市も全国も改選のたびに低下している状況にあります。

そして、令和7年の本市の年齢構成についてなんですけど、60歳以上65歳未満は、定年延長の影響もあり、令和元年の15.8%から令和7年では10.2%と低下しており、75歳以上が過

去最大の13.9%となっております。また、仕事をしている方の割合も50.9%と過去最大となっております。

○菅原委員 この事業、ICT化ということでもありますけど、やっぱり、非常に大事だと思うんですね。このことが成功すれば、あるいは、どんどん進んでいけば、で、理解が得られれば、担い手の方、民生委員の方も確実に増やせる可能性があるということだと思うんですね。

で、まあ、ICT化ということでもありますので、PRの仕方も大事ではありますが、そういった工夫をしながら、何とか理解を求めて民生委員の方を増やしていただければ、そんなふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

この項目、最後の質問になりますが、様々な課題を踏まえて、今後の本事業及び民生委員の担い手確保については、この後、どのような展望をお持ちなのか、そのことについて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川邊福祉保険部長 昨年12月、民生委員の一斉改選時には、783人の定員に対し、183人の方が高齢化などを理由に勇退、退任されました。我々も、改選のたびに、市内の各地域に対して、新たな担い手の選出、これをお願いしてきたところでありますが、改選時の充足率については、先ほど主幹からの答弁にもあったとおりでございますが、全国平均は何とか上回っているものの、この先を見据えるとさらに厳しい状況が想定されております。今後、高齢の方が退任する、それがさらに増えるというふうに見込まれておりまして、また、現役で働いている方の定年延長も、今、社会的に広がっております。ですから、これまでのように、定年後に民生委員にスカウトするような形での担い手確保もなかなか難しい課題になってくるのかな、そんなふうにも思っているところであります。

我々も、こうした状況を見据えて、民生委員の仕事のやりがいを広く発信して、身近な存在として距離感を縮める取組とともに、新たに民生委員に就任したときの業務そのものに対する負担感を緩和できるような、そんな取組も併せて進めてまいりました。昨今、地域の中での関わり方の希薄化や、社会的に孤立する方の増加などを踏まえると、身近な相談役である民生委員が果たす役割、これがますます重要なものになってくるであろうな、そんなふうに思っております。したがって、仕事に就いている方でも無理なく活動ができるよう、業務負担の軽減を図るなど、活動しやすい環境を整備していくことが急務である、このように認識をいたしております。

今後は、民生委員って難しそう、大変そうと感じている、一人でも多くの方に、既に生活必需品となったスマートフォンで見られる活動支援システムで、これなら大丈夫かと思っていただき、民生委員の担い手の確保と持続可能な活動につなげ、誰一人取り残さない地域福祉の実現に取り組んでまいります。

○菅原委員 ここで質問を終わらせていただきますけど、まあ、余計なことを言いますが、スポーツ選手は、よい結果を出したときにインタビューをすると、必ず楽しかったと言うらしいんですね。スポーツ科学的に言うと、楽しいという感覚を持つと、筋肉が楽しい筋肉になって、その目的に向かった筋肉になるらしいんですね。それで、よい結果が出ているということでもあります。民生委員も、苦しいばかりじゃなくて、やっぱり、楽しい部分も、あるいは、やってよかったなあという、そういった思いもあると思うんですね。そういったことも含めて、楽しいこともあるんだよというのを含めてPRしていただければ、なおよい結果につながっていくのかなと、余計なことであ

りますが、そんなふうに思っておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4款1項3目になります。地球温暖化対策推進費について質問をしてまいります。

この地球温暖化対策推進費であります、事業費は121万1千円となっているんですね。実は、この事業費、121万1千円であります、121万1千円で地球温暖化対策推進ってどんなことをやるんだらうと、実はそんな疑問を持ったものですから、質問をしようと思ひました。この中身、どんなかなあと思ひて、121万1千円で、何か、二酸化炭素が少なくなつて、何か、もっと緑も増えて、いろいろあるんでしょうけど、どうだらうなと思ひておりました。

この予算書の事業の説明を見ますと、地球温暖化対策推進のために国が実施しているデコ活と連携し、市民及び事業者の行動変容を後押しするとなっているんであります、そこで、初めに質問させていただきますが、地球温暖化対策推進費について、令和8年度の事業概要と予算額の内容について伺つてまいります。よろしくお願ひいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 地球温暖化対策推進費の令和8年度の事業概要につきましては、市民や市内事業者の脱炭素意識の高揚や行動の変容を図るための普及啓発を実施するものでございます。

予算額の121万1千円、その内訳でございますが、北彩都エリアでのエゾヤマザクラの植樹に関する委託料が100万1千円、会議への出席に関する旅費が8千円、消耗印刷費が20万2千円となっております。

○菅原委員 この予算の中身でありますけど、北彩都のエリアでエゾヤマザクラの植樹に関する委託料が100万円ほどで、この予算、事業費の中のほとんどがこの桜のいわゆる植樹なんですよ。で、印刷費が20万円ほどあるということなんであります、このエゾヤマザクラの植樹をもって地球温暖化対策推進費と言えるのかなとちょっと疑問を感じました。エゾヤマザクラを植樹するだけであれば、ただ単に、ごく普通に北彩都植樹事業費でよろしいんじゃないか、そんな思いも実はしたわけであります。

それで、この事業費に端を発して、実は、私自身もこの地球温暖化対策については非常に無知なところがありまして、そんなところで、旭川市の温暖化対策について、詰めて、少し詳しく長々と質問してまいりたいな、そんなふうに思ひて、いきます。

で、2問目でありますけど、引き続き質問をしてまいりますが、地球温暖化対策推進費の普及啓発はどんなことに基づくものかということ、それと、その実施根拠についてはどのようなになっているかということについて伺いたいと思ひます。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本事業は、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づきまして普及啓発事業を行つております。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律におきまして、中核市以上の地方公共団体に策定が義務づけられたものでございます。国や北海道が示した地球温暖化対策の方針などを踏まえまして、本市の自然環境や経済・社会的条件に応じ、計画期間に達成すべき目標、その目標を達成するための施策や取組につきまして定め、環境と経済の好循環を生み出す世界の環境に貢献するサステナブルデザイン都市・旭川に貢献することを目的としております。

○菅原委員 それで、今、御答弁をいただきましたけど、実質、根拠というのは、旭川市地球温暖化対策実行計画の区域施策編とのことであります、この計画は、どのような項目で構成されてい

るのかについて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 計画の構成項目につきまして、地球温暖化対策推進法の規定に基づきまして、地球温暖化の現状や気候変動対策の必要性など、計画策定の背景と目的、計画の位置づけや期間など計画の基本的事項、本市の現況や再生可能エネルギーの導入状況など本市の地域特性、温室効果ガス排出量の推計方法や状況、温室効果ガス排出量の削減目標や将来推計、取組の考え方や基本方針、内容など、削減目標の達成に向けた取組、取組等を踏まえた温室効果ガス排出量の推計、計画の推進体制や進行管理となります。

○菅原委員 最初に申し上げたとおり、分からないことばかりなので、引き続きしつこく聞いてまいります。今、8項目から計画が成っているということは分かりました。

その計画の構成項目の中に、温室効果ガス排出量の状況や削減目標などがあるとのことであり。その削減目標をどのように定めているのでしょうか、そのことについて伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 地球温暖化対策推進法の規定では、市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及びほかの市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとなっております。

そのため、本計画におきましては、道の北海道地球温暖化対策推進計画の目標と整合性を図り、計画期間を2024年度から2030年度まで、基準年度を2013年度とした上で、温室効果ガスの排出量を、中期目標としましては2030年度までに2013年度比48%の削減、長期目標といたしましては2050年度までに実質ゼロと定めております。

なお、計画期間中の社会情勢、国の方針等に変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとしております。

○菅原委員 私はいつも不思議に思うんですが、2030年度までに2013年度比48%を削減されるということでもあります。この数字をどんなふうにして算出しているのかなと思うんですね。例えば、ばかみたいな話ではありますが、昨日より今日のほうが、二酸化炭素、何か少なくなったとは思えないし、同じような感覚なんでありますけど、それは、多分、2030年になっても、あるいは、過去の2013年も、自分ではそう感じないのかなと思うんですが、それで、2050年には実質ゼロとしたいということでもありますけど、これも、多分、不可能じゃないかと思うんですけど、だけど、近い数字には持っていけるんですね。でも、多分、僕は勝手に考えていますが、これは不可能じゃないかと思っております。

その次の質問に入らせていただきますが、今、説明あったとおりであります、この中期目標が、2030年、令和12年度であります、までに2013年比で48%削減ということと、長期目標は、2050年度まで、今、申し上げたとおりであります、実質ゼロにするということなのであります、その実質ゼロとはどのような意味なのでしょうか。

また、実質ゼロを実現するに当たって、どのようなことが重要となるのかについて伺ってまいりたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 温室効果ガス排出量の実質ゼロとは、カーボンニュートラル、ネット・ゼロとも呼ばれまして、家庭や業務、産業や運輸などによる温室効果ガスの排出量から、森林や農地、都市緑化による温室効果ガスの吸収量を差し引いた値をゼロにす

ることとなっております。

このような実質ゼロの実現に向けましては、排出量の側面では、意識改革や行動変容などによる家庭及び事業者における脱炭素行動の促進、地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入拡大、循環型社会の形成による脱炭素型まちづくりの推進、また、吸収量の側面につきましては、緑地の保全や緑化の推進、木材利用の促進による二酸化炭素吸収源の確保を基本方針に掲げているところでございます。

○菅原委員 今の御答弁の中でありますが、随分細かい部分までいわゆるチェックをされているんだな、チェック項目があるんだな、そう感じました。家庭及び事業者における脱炭素の行動促進なんかも入っていますし、それから、緑地の保全だとか、あるいは推進だとか、木材利用の促進なども入っているということでありまして、かなり細かい部分でいろんな項目があるなと理解したところであります。

で、次の質問に参りますが、ただいま削減の目標については理解をいたしました、本市における温室効果ガスの排出量の状況については一体どのようになっているのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本市における温室効果ガス排出量の状況についてでございます。

算定が済んでおります直近3か年の値で申し上げますと、2021年度、令和3年度は、確定値で267万3千トンCO₂、2022年度、令和4年度は、確定値で270万2千トンCO₂、2023年度、令和5年度は、速報値で210万9千トンCO₂となっております。

○菅原委員 思いつくまま、さらに質問を進めてまいります、確定値のある直近、2022年度、令和4年度になりますが、その令和4年度の排出量について、部門別の構成比というのがあると思うんですが、その部門別の構成比はどのようになっているのかについて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 直近の確定値であります2022年度、令和4年度の排出量、270万2千トンCO₂の部門別の構成比につきまして、全体に占める割合が大きいものから順に申し上げますと、まず、1番目が、家計の家庭内でのエネルギー消費に係る民生家庭部門が29%、次に、家計以外の事業所内でのエネルギー消費に係る民生業務部門が21%、次に、第1次産業、第2次産業でのエネルギー消費に係る産業部門が20%、次に、人や物の輸送、運搬に係る運輸部門が19%、そして、その他が11%となっております。

○菅原委員 それぞれ削減できたパーセントが出ておりますけど、この数字もこのとおりなんだろうが、どうやって出しているのかなと思ひまして、不思議に思っていたところでございます。

それで、排出量の現状については理解いたしました。

そこで、さらに、中期目標であります、確定値のある直近、今申し上げた令和4年度であります、令和4年度までに、平成25年比で言うと、これもどうでしょう、どれだけ削減できるのか、それについて伺ひいたします。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 基準年度の2013年度、平成25年度の排出量が348万9千トンCO₂でありますことから、2013年度比で2022年度、令和4年度までに78万7千トンCO₂、割合で申し上げますと約23%削減できております。

○菅原委員 少し話がずれますが、トランプ大統領が、パリ協定、離脱をしたということでありま
すけど、何を考えているのかなあと感じておりましたけど、多分、鉄をつくるのに、製鉄所辺りで
大きなものを造って、石油なんかもがんがんといてやろうというような、そんな思惑があるのかな
と、勝手にそんなふうに感じておりましたけど、トランプのやりそうなことだなと思って、そんな
ふうに余計なことを感じておりましたけど、しかしながら、やはり、CO₂を削減するということ
は非常に大事なことでありますので、旭川市としても真剣に取り組んでいただければ、そんなふう
に思っているところでございます。

それで、引き続き質問に入りますが、この中期目標では、2030年度までに2013年度比4
8%削減となっております。そうすると、達成まで残り25%を削減する、そういう必要性が出て
くるんですね。

それで、排出量全体に占める割合の大きい、今の説明の中にあつた民生家庭部門でありますとか、
あるいは民生業務部門については、計画は、その目標の達成に向けた具体的な取組というのがある
と思うんですが、その具体的な取組はどのように定めているのかについて伺いたいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 目標の達成に向けました家庭及び事業者
に対する取組といたしましては、地球温暖化に起因する気候変動問題の現状や将来の理解の促進、自
らが率先して脱炭素行動に取り組める環境整備の推進による意識改革や行動変容の促進があります
ほか、クールビズ、ウオームビズの徹底、環境に優しいサービスや製品の利用の促進による脱炭素
型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及、促進がでございます。そのほかにも、脱炭素化を企業
経営に取り込む脱炭素経営の導入促進、省エネ設備の導入や既存建物の省エネ改修等によります住
宅、オフィス、工場等の省エネ化の促進、原材料や製品の輸送に係る温室効果ガスの排出抑制を図
るための地産地消の推進などを定めているところでございます。

○菅原委員 それで、これはどういうことなのかなあと疑問に感じたことが一つありまして、とい
うのは、中期、長期の目標を達成するには、様々な取組といったものを通じた市民や市内事業者
における脱炭素意識の高揚だとか、行動の変容が極めて重要だということでもあります。そういったこ
とは分かったのですが、そうした中であって、市内事業者に向けた中小企業者温室効果ガス
排出量可視化支援事業が本年度で終了するということなんですよ。

これ、終了したらまずいんじゃないか、そんなふうに感じておりますが、その理由について伺い
たいと思います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 令和6年度から実施してまいりました市内
の中小企業者によります脱炭素経営の実現に向けた温室効果ガス排出量の可視化費用の一部を補助
する旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業につきましては、市内の金融機関におき
まして、事業者を対象とした同様の可視化サービスの無償での提供が開始され、相当数の事業者が
利用しているという状況を踏まえまして、民間サービスによる脱炭素意識の高揚や行動変容に向け
ました取組の広がりにより、市としての公的支援の役割を終えたものと判断しまして本年度で終了
するものとしたところでございます。

○菅原委員 これは、もう復帰するということはないんですね。分かりました。

それでは、最後の質問になります。

最後に、本年度、取りまとめたゾーニングマップを踏まえて、次年度には適正な再エネ開発のた

めの条例の制定を予定しているとのことでもあります。で、地域の合意を前提とする省エネ導入と、それに伴うデータセンターをはじめとしたGX、DXあるいはAI産業の集積は、いわゆる環境と経済の好循環による持続的成長の機会にもなると思います。市としては、そうした将来ビジョンを示していきながら、市民の脱炭素化に関する理解を深めて意識改革や行動変容につなげていくことが重要と考えているところであります。

そこで、条例制定や、あるいは産業集積と連携した戦略的な普及啓発については、本市としてはどのようなお考えをお持ちなのか、見解を伺って、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○太田環境部長 地球温暖化対策推進費について、様々、御質疑をいただいたところでございます。

この地球温暖化対策推進費につきましては、先ほど答弁がございましたように、市民や市内事業者の脱炭素意識の高揚ですとか行動の変容を図るための普及啓発を推進していく事業ということでございますが、こうした普及啓発の取組をより一層進めていくためには、やはり、より多くの市民の皆様に関心いただけるような、具体的な脱炭素によるビジョンですとか、あとは、期待される効果といったものを示していく必要があるというふうにも考えているところでございます。

ただいま委員の御質問にありましたように、再エネの適正な開発のための条例制定による、地域共生型の再エネを基盤としたGX、DX、AI産業の集積といったものにつきましては、経済、社会、環境、それぞれの面で地域が抱える課題を同時に解決し、環境と経済の好循環による成長を生み出す絶好の機会になるというふうに認識してございます。

また、こうした取組を進めていくためには、市民の脱炭素に対する十分な理解ですとか、さらなる脱炭素行動の促進といったことも重要となるほか、先ほどの上野委員の質疑でもお答えしたように、中東情勢の悪化による原油供給が不安定な状況の中、やはり、化石燃料に頼ることのない、再エネを活用したエネルギーのサプライチェーンの構築といった視点も今後は重要になってまいりますので、条例の検討などを進める中で、やはり、再エネを基盤とした産業集積に関する将来的ビジョンといったこともしっかりお示ししながら、環境問題にとどまることのない脱炭素の社会的あるいは経済的価値について、市民の皆様に関心を持っていただきながら、より効果的な普及啓発を通じまして、意識の高揚あるいは行動の変容を図りながら、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組といったものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○菅原委員 いろいろ質問してまいりました。

今回、北彩都のエゾヤマザクラに端を発して、地球温暖化対策について、市の方針、どんなふうになっているのかということ、正直、分からなかったものですから質問させていただきましたけど、多分、市民も、温暖化対策については、ちょっといろいろ戸惑っている部分というか、分からない方のほうが多いのかな、そんな想像をしているところであります。

そういった意味では、継続的にこの温暖化対策についてのPRを市民に対して行っていただければ、そんなお願いをしながら、質疑を終わらせていただきます。

○塩尻委員長 一つ、皆さんにお話ししたいと思うんですが、次の質疑が一つの項目で長時間にわたりますので、本日、終わらない見込みです。さらに、本日、日をまたぐと週末を挟んで翌月曜日の再開となりますので、少し早いんですが、本日、ここまでとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月16日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時34分